

令和4年 9月 6日 (火曜日)

○議事日程 (第1号)

令和4年9月6日 (火) 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問 (別紙のとおり)
- 日程第 6 発議第 1号 東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて
- 日程第 7 同意第14号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度東庄町一般会計補正予算 (第3号))
- 日程第 9 議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第25号 一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第26号 東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第27号 財産の無償貸付について
- 日程第13 議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について
- 日程第14 議案第29号 令和4年度東庄町一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第15 議案第30号 令和4年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第16 議案第31号 令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第17 議案第32号 令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算 (第1号)

- 日程第18 認定第 1号 令和3年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 2号 令和3年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 3号 令和3年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 4号 令和3年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第 5号 令和3年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第 6号 令和3年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第 7号 令和3年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第25 認定第 8号 令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について

日程第26 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

- 1番 越川良男君
- 2番 柳堀忠君
- 3番 桜井莊一君
- 4番 土屋光正君
- 5番 佐久間義房君
- 6番 板寺正範君
- 7番 花香孝彦君
- 8番 大網正敏君
- 10番 高木武男君
- 11番 鈴木正昭君
- 12番 山崎ひろみ君

14番 宮澤 健君

○欠席議員（1名）

9番 城之内 一男君

○出席説明員（14名）

町 長 岩田 利雄君

副町長 向後 喜一朗君

監査委員 平山 茂君

総務課長 堀江 弘之君

企画財政担当課長 加瀬 博子君

町民課長 香取 康成君

まちづくり課長 鈴木 秀樹君

健康福祉課長 布施 光規君

会計管理者 岩瀬 澄子君

病院事務長 渡辺 佳則君

農業委員会事務局長

（農政担当課長） 前田 泰孝君

教育長 石橋 宏克君

教育課長 宇ノ澤 修君

生涯学習担当課長 郡 伸明君

○出席事務局員（3名）

事務局長 伊藤 雅晃

次長 堀江 香澄

主査 高橋 大助

(午前10時00分 開会)

議長（宮澤 健君）

おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。

会議に先立ち報告します。9番 城之内一男君から病気療養のため本日からの定例会を欠席したい旨の届出がありました。ご了承願います。

ただいまから、令和4年9月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番 大網正敏君、6番 板寺正範君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの9日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

令和4年9月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る8月30日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されま

す案件は、発議1件、町長提案19件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日

から9月14日までの9日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は7人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、発議第1号を上程し、質疑・採決を行います。次に、同意第14号を上程し、採決を行います。続いて、承認第4号を上程し、質疑・採決を行って延会といたします。

第2日目の7日には議案第24号から議案第32号までを順次上程し、質疑・採決を行い、その後、認定第1号から認定第8号までの令和3年度各会計歳入歳出決算認定を上程し、提案理由の説明、各会計の決算内容の説明を行います。続いて、監査委員からの審査報告を受け、お手元の委員会付託表のとおり詳細な審査を予算

決算常任委員会に付託した後、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の8日から13日までは休会としまして、この間、8日、9日、12日には予算決算常任委員会を開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審査日程によりご了承願います。

最終日の14日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、認定第1号から認定第8号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行って、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して行政執行上の報告及び組合議会などの議会報告を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から9月14日までの9日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から9月14日までの9日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

6月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、令和4年6月1日から8月26日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係でございますが、1ページ目、庶務関係で7月22日に表彰条例による表彰を行いました。今回は町にご寄附をいただいた2団体とおひと方に善行表彰をさせていただきました。

また、7月27日に第2回行政協力員まちづくり会議を開催し、町民視点による地域の課題解決に向けた意見交換を行いました。

次に、7月25日に総合教育会議を開催し、教育条件整備など、重点的に講ずべき施策について教育委員の皆様と意見交換を行いました。

次に、2ページ目、上段、防災関係でございますけれども、8月1日から8月4日にかけて、町内全区長の皆様方と地震発生を想定した情報伝達訓練を行いました。災害時のスムーズな情報伝達が図れるよう、今後も訓練の継続を行ってまいりたいと思います。

次に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金ですが、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金として1,278世帯に支給要件確認書を送付いたしまして、1,223世帯に給付を行っております。

次に、中段の企画関係でございますけれども、8月18日に旧東城小学校跡地利活用に関わる住民説明会を行いました。

次に、町民課の関係でございますが、3ページ目の賦課徴収関係で、令和4年度町県民税等の納税通知書等を記載のとおり発送しております。町税は町の財源の根幹をなすものでありますので、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、6ページ目、下段の国民健康保険関係で、30歳から74歳までの方を対象に特定健康診査を、また7ページ目、上段の後期高齢者医療制度関係で75歳以上の方を対象に健康診査をそれぞれ6月9日から22日まで12日間、行いました。

次に、健康福祉課の関係でございますけれども、9ページ、下段、子育て支援関係ですが、子育て世帯生活支援特別給付金について対象児童68名に対して給付をしております。

次に、10ページ目、中段から下段にかけて、衛生関係で各種検診、予防接種等の事業を記載のとおり実施をしております。コロナワクチン接種事業につきましては、感染による重症化と感染拡大の防止を図るために引き続きワクチン接種の加速に向

けた取組を進めてまいります。

次に、11ページ、中段、子ども医療費・高校生医療費対策事業として6月から8月支払い分の実績を記載しております。この制度は、子供たちの健全な育成と子育て世帯の負担軽減に寄与しているものと考えております。

次に、12ページ後段から13ページ目、上段にかけまして、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、デイサービスセンターの活動、利用状況を記載しております。引き続き、子育て支援、老人福祉施策はもとより、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、まちづくり課の関係でございますが、建設関係で舗装補修工事等14件の工事と、14ページ目になりますが、測量業務委託等8件、14ページの下段から15ページ上段にかけまして、公園関係で公園等維持管理業務委託3件、農林水産関係で16ページ中段に記載の農道舗装改修工事1件を契約いたしました。

次に、16ページ下段の商工観光関係では、工業団地除草作業業務委託を契約いたしました。

次に、17ページ中段、水道関係でございますが、消火栓移設工事等8件、緊急遮断弁保守点検業務委託等2件を契約いたしました。

最後に、19ページ中段の東庄病院関係でございますけれども、入院患者数と外来患者数の1日平均はそれぞれ47人、90人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

それでは、教育委員会行政報告の主なものについて、報告をさせていただきたいと思っております。

お手元の行政報告資料20ページから22ページでございます。

初めに、教育委員会関係です。6月から8月にかけて定例教育委員会を3回開催しました。

続いて、学校教育関係です。会議としましては、長期欠席児童生徒対策委員会を7月25日に開催し、様々な対策等について検討をしたところでございます。

また、教育相談を7月14日に行いました。

次に、契約関係です。東庄町立こじゅりんこども園増築工事他5件の契約を行っております。詳細はお手元の資料のとおりです。

続いて、指定寄附の関係です。千葉銀行小見川支店様から学校教育支援品音読詩集の寄附を頂きました。

また、新型コロナウイルス関係ですけれども、こじゅりんこども園では6月17日から6月19日まで感染予防のため、臨時休園としました。今後も児童生徒の安全対策を進めてまいりたいと思います。

生涯学習関係に移ります。

初めに、生涯学習事業です。青少年相談員による環境美化活動、文化のつどいなど、その他2件の研修会、委員会等を行いました。

社会体育事業としましては、東庄町ヘルスバレーボール大会をはじめ、3件のスポーツ関係の協議会、審議会等を行いました。

公民館事業としましては、お手元の資料にあるとおり様々な講座等を行いました。今後も町民のために様々な講座を工夫してまいりたいと思います。

続いて、契約関係です。東庄町民神代体育館高天井照明器具交換工事他1件の契約を行っております。

続いて、図書館関係に移ります。図書館関係については、図書館だより7月号を発行しました。貸出し関係については資料のとおりでございます。

最後に、学校給食センター関係です。6月、7月の給食総数は3万2,610食でした。

契約関係としましては、東庄町学校給食センター空調設備フィルター交換業務委託の契約を行っております。

また、諸会議としまして、東庄町学校給食センター運営委員会、給食主任者会議等を行いました。

以上、教育委員会行政報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（宮澤 健君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

一般質問にあたり、板寺議員、花香議員より事前の資料を配布したい申出がありましたので、許可しました。

通告順に発言を許します。

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

改めまして、おはようございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町の大きなイベントが中止となり、地区のお祭りも中止や大幅な縮小となったところが多く、残念な気持ちで静かにこの夏を過ごしました。まだまだ気が抜けない日々が続きますが、今後も感染しないよう行動していきたいと思っています。

さて、今日は笹川駅南側地区の整備事業について質問させていただきます。

勝手ながら、この地区を笹川駅南エリアという名前で呼びたいなというふうに思っています。南側地区というより、南エリアの方が明るく、夢がある名前のような気がしますので、今日はご了承ください。

これまで何度か笹川駅南エリアについて質問させていただきましたが、過去の質問、答弁を振り返り、まずは状況を共有していただきたいと思います。なお、議会だよりで掲載された文言の一部を抜粋して簡潔にご紹介いたします。また、地名や町道の位置関係が分かりやすい地図を担当課で用意していただき、議長に了承をいただいた上で配布させていただきましたので、ご覧ください。

まず最初に質問いたしましたのは、平成27年3月定例会です。質問事項、東庄都市計画について。

質問。人口減少という社会現象の中、東庄都市計画の再検討が必要と考えるが、今後も計画どおり都市計画道路の配置整備を進めていくのか。

答弁。都市施設として都市計画道路の整備が5路線、計画されています。1路線は整備済み、残り4路線は今後、計画内容や整備の必要性を再検証し、必要に応じて計画の見直しを行いたい。

質問。JR笹川駅南地区を住宅地としての用地転換を図るとあるが、まずは生活道路の拡張整備を進めるべきと考えるが、今後の方向性は。

答弁。本地区は、以前、土地利用計画、都市計画整備事業を進めましたが、社会情勢の変化により組合設立に至らず、断念した経緯があります。今後の整備は地域の皆様の要望を踏まえ、町道拡幅排水を整備し、良好な居住環境の形成を図ります。

答弁。これは町長からも答弁をいただきました。笹川駅南地区土地区画整理事業

計画は、昭和49年にスタートして協議を重ねてきましたが、社会情勢が大きく変化したことや地権者の協力が得られなかったことなどにより断念した経緯があります。流末排水まで全ての整備が終了するには、長い年月と莫大な費用がかかりますが、この町制施行60周年を機に、出来るところからスタートしていくことになりました。

2回目は、翌年の平成28年6月の定例会です。質問事項、笹川駅南地区の整備について。

質問。町道2015号線及び2017号線の工事着手の見通しを伺います。

答弁。2015号線は、説明会を開き、測量を開始します。笹川駅西側道路排水整備は、JRの軌道横断が可能か協議を行っています。町道2017号線については、町道2015号線工事完了の見通しがついてから着手する予定です。

3回目は、それから2年後の平成30年9月の定例会です。

質問事項、笹川駅南地区の整備について。

質問。町道2015号も2006号も笹川駅西側道路排水及び2017号について、これまでの経緯と今後の予定を伺う。

答弁。2015号は概ね完了している。2006号は大利根用水側150メートルを工事実施した。今後、残り区間を実施する。2017号は笹川駅西側道路排水整備が完了した後、整備していきたい。

質問。流末排水の今後の方向性は。

答弁。町では、東庄郵便局までの県道の排水路について、管理している香取土木に水路拡幅と排水整備を要望している。駅南側排水路については、県道の整備後、改めて検討する。桁沼側の吐き出し口の断面を大きくすることも検討していて、既存の排水路で効果があり、改修可能なものは順次着手していく考え。

その時の要望としまして、笹川駅南地区の整備は、地区の安全安心の確保、利便性の向上はもちろん周辺の良い環境から土地探しをしている子育て世代の受皿になると思う。そのためにも早期整備を要望する。

そして、それから4年後、今回が4回目の質問となります。

それでは、質問いたします。

質問事項、笹川駅南エリアの展望。

質問要旨1、改めてではありますが、笹川駅南エリアにおいて、これまで行われ

てきた道路配水整備事業の結果及び今後予定される事業について伺います。

2回目からは自席で質問いたします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、板寺議員の質問にお答えいたします。

まず、これまで実施した笹川駅南エリア地区の主な工事についてお答えいたします。

東庄郵便局から西へ510メートルの町道2015号線は、平成28年度から平成30年度にかけて道路改良工事を実施いたしました。

笹川駅西側の伊能踏切から大利根用水までの町道2006号線は町道2015号線との丁字路から大利根用水に向かって約150メートルの区間を平成27年度から平成28年度にかけて道路改良工事を実施しました。

また、町道2006号線の町道2015号線との丁字路から伊能踏切までの約90メートルの区間と町道2001号線の伊能踏切から町民広場に向かって約75メートルの区間の排水整備工事を令和2年度に実施いたしました。

また、今年度にJR東日本に工事を委託しまして、町民広場前からの排水管の軌道横断工事を行いました。なお、軌道横断工事と町道2001号線、町道2006号線の排水整備工事は、笹川駅西側の一部の地区に排水の流れ先がないために実施したものでございます。

続きまして、笹川駅南エリアの今後の主な工事の予定についてお答えをいたします。

笹川駅南エリア中央に流れる、ほぼ土側溝の状態の排水路があります。今年度は、この中央排水路に町道2015号線との接続付近から南に約109メートルの区間に排水構造物を設置する予定です。

また、今年度に笹川駅西側の赤道に排水整備事業を実施し、令和4年度以降に町道2008号線の道路改良工事を行う計画です。

よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

6番、板寺正範君。

6 番（板寺正範君）

これまでの駅南エリアの整備事業ですが、相手側もありますので、思ったようなスピードで進めなかったり、事業の順番が変わったりしたこともあったかと思いますが、一步一步着実に進んでいるなというふうに思っています。そして、改めて議会での発言の重さを感じているところです。

また、後ほど紹介させていただきますが、町にとって明るい兆しも見えてきました。

さて、質問要旨 2、今後重要となる中央部の排水路から県道、そして桁沼川までの流末について伺います。

中央部の排水路を中央排水路と呼ばさせていただきます。中央排水路は、子供の頃の楽しい思い出の場所です。友達とよくエビガニ、今はザリガニと言いますが、エビガニを釣りに行ったり、川干しといって水路を勝手にせき止めて、水をバケツでかき出して小魚を捕まえたり、水が引いていた時はひび割れた川底を手でひっくり返すとドジョウがたくさん獲れて、魚屋さんに持っていったら 50 円ぐらいもらえて、とてもうれしかったことを思い出します。今見れば、幅 1 メートル、深さ 30 センチメートルほどの農業用排水路ですが、小さな子供の目から見たら中央排水路は川という感じでした。あの頃からほとんど水路の姿は変わっていないと思います。自分の年を考えても、60 年以上もそのまま土掘、土を掘って周りを盛り上げた土掘の排水路としてこれを使っています。

大雨が降れば簡単に水があふれ、排水路だか田んぼだか分からなくなってしまい、埋もれたら掘り、埋もれたら掘りの繰り返しで今日まで至りました。

今回、この中央排水路が本格的に整備されるということで、先程の思い出の場所がなくなり、少し寂しい気もしますが、駅南エリアの発展のために重要な事業ですので、しっかり整備していただきたいと思います。

さて、質問ですが、今後、中央排水路に笹川駅西側からの生活排水が合流することですが、南エリア一帯の雨水、農業排水を受け止めるため、大きな排水路が必要かと思います。どのような排水路整備を考えているのか、また現在は桁沼土地改良区の管理であると思いますが、今後の管理方法などについてはどのように考えているのか伺います。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

議員がおっしゃるとおり笹川駅南エリアの中央排水路については、広いエリアからの排水が集まってくることから、今年度の排水整備工事で幅160センチメートル、高さ90センチメートルの排水構造物を埋設する予定です。

なお、桁沼土地改良区もこの水路を排水路として利用しています。中央排水路の管理区分については、町と桁沼土地改良区で明確な取決めはしていませんが、広いエリアの道路排水、生活排水が流れていくことから、町が主導で排水整備事業を実施していきたいと考えております。

水路の維持管理については、町と土地改良で連携して行っております。よろしくお願いたします。

議長（宮澤 健君）

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

先日、中央排水路の状況を確認しようと歩いてみましたが、中央排水路の両側、20メートル程度は水路が見えて歩ける状態ですが、その他の間の水路はほとんどが耕作放棄地から生えてきた葦が水路の中までぎっしり生えてしまっていて、水路だか畔だか分かりません。これで排水路の機能を果たしているのかと思うほどです。この中央排水路が整備されれば、周辺の水はけが改善され、耕作放棄地も活用すべく考えてもらえるのではないかと期待をしております。

続いての質問は、中央排水路からつながる県道側溝の接続口から郵便局前、そしてJR踏切下を通る排水路について、何度も町と県の方で測量していましたが、現在、どのような状況になっていますか。

また、県道を外れて桁沼川掃き出し口までの間は、ある程度大きな排水路になっていると思います。この排水路もかなり昔の排水路だと思いますが、桁沼川流末までの部分で何か問題はなかったかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

議員がおっしゃるとおり、中央排水路の流れ先となる県道や流末となる町の水路

までの既存の排水路の測量及び調査を県と町で行いました。理由として、中央排水路の出口付近の排水路の整備と郵便局の手前までの県道の側溝が小さい断面のため、大きなものに出来ないか町と県が協議するため、測量や調査を行いました。

測量や調査を行った結果、流末となる町の水路の一部に排水の流れが悪い箇所があり、そこを解消しないと県道の側溝の断面を大きくしても大雨時に県道が冠水する恐れがあることが判明しました。そのため、今後、町では排水の流れが悪い部分の水路を改修して、その後、県と協議して中央排水路の出口付近の排水路の改修と県道の側溝の改修工事を進めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

分かりました。中央排水路の整備は、周辺地権者や近隣にお住まいの皆さんの長年の要望でした。思い出すのは、一番初めの事業、町道2015号の道路整備計画説明会の時に地権者の方から道路より排水路が先じゃないか、順番が逆だよと質問され、当時の担当課長さんは、ご意見のとおりだと思いますが、排水路整備完了までに長い年月がかかります。これが完了してからとなると何年も先になります。ですので、現在、通行に困っていると言われる町道2015号の整備から先に始めさせていただきますという答弁でした。今、考えてみると、その意味がよく分かりました。

まず第一に、以前より地区の方から要望されていた笹川駅西側の生活排水路の流末がJRの軌道を横断出来るか、そして中央排水路に接続出来るか見通しがつかない状況であったこと。第二に、中央排水路から県道側溝につながりますが、そこから先の桁沼川排水溝までの排水ルートは既存の排水路で大丈夫か、または新たな排水ルートを考えるべきか見通しが立たない状況であったことです。

この判断は本当に良かったと思います。町道2015号、2006号の出来得る部分の工事をしながら、時間のかかるJRとの軌道横断についての交渉や排水ルートの代替コースの測量検討などを行ったと思います。結果は、軌道横断は出来、排水ルートについては最終的に既存のルートで拡大修繕しながら活用していくという方針に決定することが出来たものと思います。

もう方向は決まったということですので、県側とよく協議していただいた上で、

町として出来ることは素早くどんどん進めていただきたいと思います。

続いての質問です。質問要旨3、子育て世代が必要としている安全で暮らしやすい住宅地の整備について伺います。

笹川駅南エリアには、何本かの町道があります。周辺はほとんどが農地で、耕作放棄地が多くなっていますが、例えば、新しく町道が整備された後、町道に隣接している農地を購入して家を建てたい、住宅を建てたいという考えがあった場合、住宅を建てるのが可能でしょうか。どのような手続きとなりますか。

また、水道、電気などのライフラインが必要になるとと思いますが、容易に開設出来るものでしょうか。利用するための個人負担はどのようになるかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

笹川駅南エリアについては、大部分が都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に指定されており、低層住宅の良好な住環境を守るための高さ制限、建蔽率となどといった制限を設けられています。

農地に住宅を建てる場合の手続きとして、土地改良区に加入している場合は、地区除外申請を行い、その後に農地転用及び確認申請の許可をもらう必要があります。

また、水道事業につきましては、相当数の宅地が建つ場合などを除き、基本的には配水管の延伸はいたしておりません。水道の加入の希望がある場合は、個人の負担で既存の配水管までの引込工事をする必要があります。

電気の引込み等の費用負担については、電気事業者等に個別で確認する必要があると思います。よろしくお願いたします。

議長（宮澤 健君）

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

分かりました。南エリア内は手続きを踏めば住宅は建てられるということで理解しました。

水道本管の設置については、柔軟に対応していただきたいと思います。平成28年に改正された東庄都市計画マスタープラン、都市計画区域の整備開発及び保全の方針の中で笹川駅南地区について、駅商業地に隣接する利便性の良い住宅地

として、戸建て住宅を主体とした良好な居住環境を有する低層専用住宅地の形成を図ると明記されていました。これを平たく言えば、駅南エリアの道路インフラなどを整備して、低い建物の戸建て住宅などが建つように進めていきたいと思います。これは町の方針だと思います。ということで理解しています。

例えば、道路だけ整備しても水道、電気が近くになくは家は建てられません。駅南エリアの町道整備の際は、是非このことを踏まえて検討をお願いいたします。

次に、冒頭で説明させていただきましたが、平成30年の一般質問の最後に、笹川駅南地区の整備は地区の安全安心の確保、利便性の向上はもちろん、周辺の良好な環境から土地探しをしている子育て世代の受皿になると思うと早期整備を要望しました。

そして、これまでの結果として、町道2015号、郵便局から入ってすぐのところに最近、5軒の子育て世代と思われるモデルハウスのような新築の家が誕生しました。このあたりはもともと畑でしたので、一つ一つの区画が大きく、ゆったりしたレイアウトで家が建てられます。それぞれ違うハウスメーカーや工務店の建築だと思いますが、住宅展示場のようです。この他にも、すぐ近くで土地の動きもあるようで、もっと家が建つよという話も聞きます。このエリアに子育て世代が注目し始めている明るい兆しです。

なぜここに集まり出したのか。これはあくまでも自分の感じるところですが、今自分の住んでいる近所に子供がいないので遊び相手がない。通学も不安。出来れば子育て世代が集まっているようなところがいい。親との同居はお互い気を遣ってしまうので難しい。昔ながらのコミュニティーの中に入っていくのは負担を感じる。自分で建てた新築の家で干渉されずに子育てしたい。自然が近くにあり静かで安心安全な住宅環境で伸び伸び子育てしたい。東庄町が好きで東庄町に住みたい。将来を考え親の家からあまり離れない距離感がいい。駅、銀行、スーパー、コンビニ、郵便局、高速バス停が比較的近い。以上のような思い、考えがあり、この笹川駅南エリアが住宅地として注目され始めたのではないかと思います。

東庄町の人口は10年前に比べ約2,000人減少し、反対に世帯数が約400世帯増えています。世帯数が増えているのは幾つかの要因があるかと思いますが、先程羅列したように、子育て世代の生活様式、ライフスタイルの変化が大きく影響しているのではないかと思います。この現象は、近隣の市町でも同様だと思います。

町内、町外を問わず、このような感覚を持った若い世代に笹川駅南エリアの存在や魅力を発信していくことも必要かと思えます。

さて、次の質問です。町道2015号、2006号は、既に現状で出来る限りの整備が完了していますが、どちらも幅員の狭いところがあり、車でスムーズな擦れ違いが出来ません。特に2006号は見通しの悪い伊能踏切から数十メートル先まで本当に狭いところを通らなければ南エリア中心部に入っていけません。そして、行き止まりで県道方面へは抜けられません。時々町道2017号の様子を見るために歩きます。歩くというのは、恐らく軽トラックの四駆でも通れるのかなと心配になるほど不安を感じる道路だからです。年々状態が悪くなっている気がします。

この道路が整備されれば、今、町道2006号沿いや2015号の奥にお住まいの方、そして今後、その周辺に住まいを建てる方にとってとても利便性の良い安全な道路として活用されると思えます。

駅南エリアが住宅地として発展するには町道2006号から県道旭笹川線をつなぐ車でスムーズな擦れ違いの出来る連絡道的な道路が必要だと思います。その意味からも町道2017号の道路拡幅整備が出来ることが肝だと思っています。

町道2017号について、早期整備が必要と考えますが、町としてどのように認識しているか伺います。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

町道2017号線については、約500メートルの未舗装区間があり、平成27年度に道路拡幅整備の請願を受けております。町道2017号線の整備については、その排水の流れ先となる中央排水路や中央排水路出口付近から郵便局手前までの県道の排水施設の改修後に検討していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

よろしく願いします。

次に、人口減少、少子化は防ぎようがないとよく聞きます。どの市町村も暗中模

索の中で必死に対策を行っていると思います。東庄町も子育て、教育、福祉、医療など、他の市町村に勝る対策をしているところだと感じています。

また、今年度から新たな少子化対策の支援金事業を行っていると同いました。

ただ、他の自治体も同じ政策を行っているのであれば、結果も同じようなものだと思いますし、周りの市と比べ、人口が少ない東庄町は、より強い向かい風が吹くと思います。

そこで質問ですが、人口減少、少子化対策の中で必要なことは、先程の対策をした上で、安定した雇用の創出と子育て世代が安心して暮らせる住宅環境があることだと思っています。町として、雇用についていろいろ促進を図っているかと思いますが、なかなか厳しい状況が続いていると思います。もしそうだとすれば、子育て世代が安心して暮らせる住宅環境づくり、これを目指していきませんか。

東庄町に家を建てて子育てしていただき、神栖市、香取市、成田市、銚子市、旭市に稼ぎに行ってもらいましょう。まずは利便性の良い生活道路、インフラを整備し、新しい土地の購入や住まいが建てやすい仕組みを考える。また、新築に対する補助金の交付など、支援策を検討する必要があるのではないかと思います、町の所見を伺います。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

議員のおっしゃるとおり、利便性の良い道路の整備は人口減少、少子化対策で有効と考えております。町としても立地条件等の良い場所の道路整備については、積極的に進めていきたいと考えております。

また、定住支援事業として、町では子育て環境の充実、高齢者の支援をするために、新築、リフォーム等の費用を定額20万円補助する3世代ファミリー定住支援事業を行っております。若い人を対象の住宅等の補助事業については、今後の町の定住・移住支援事業の施策と併せて皆様方の意見を伺いながら検討する必要があると考えております。

よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

6番、板寺正範君。

6 番（板寺正範君）

まずは、いかに子育て世代に定住をしてもらうかということだと思います。土地を探している方、Uターン、Iターンの方に、いかに住宅が建てやすいかという施策をしていく、そして例えば、ゾーン30のような交通安全対策を施したエリアを作る、これが東庄町の目玉の政策になるのではないかと思います。そして、それが出来る可能性があるのが笹川駅南エリアだと思います。先程紹介しました5軒の子育て世代の家は、そのことを教えてくれたような気がします。

最後の質問になりますが、町長にお伺いします。

平成27年、町長から駅南側整備事業をスタートすると答弁をいただいてから既に7年が経過しました。町道2015号、2006号の道路整備が完了し、笹川駅西側の道路排水整備といよいよ中央排水路の整備に着手するという事をお聞きしました。これは非常に大きな前進です。この笹川駅南エリアは地形的に様々な課題を抱えていて、今まで全く手がつけられませんでした。町行政、担当課の踏ん張り地域の方のご協力のおかげで若い人の家が並んで建つまでに整備されてきました。ただ、出来ればもう少しスピードアップしていただきたいというのが本音です。

あとは町道2017号を早く整備していただき、笹川駅南エリアが子育てエリアと呼ばれるようになってほしいと願っております。

改めて笹川駅南エリアの展望について、町長の所見をお伺いします。

議長（宮澤 健君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

板寺議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

笹川駅南エリアにつきましては、先程、担当課長が答弁したとおりでございます。平成27年度から町道2006号線と町道2015号線の整備に着手いたしました。出来る限りの範囲で整備を完了させました。これより板寺議員がおっしゃるとおり、最近では新興住宅が建ち始め、町も事業の効果を感じているところであります。今後も活用が伸びれば、中央排水路の改修など、笹川駅南エリアの課題解決に向けて粛々と事業を進めてまいりたいと、このように考えているところでもあります。しかしながら、道路の整備というのは大変多大なお金と労力がかかります。時間も要しますが、また、町の方々から、道路で排水の整備に関する要望等が住民から上

がってまいります。笹川駅南エリアの今後の展望につきましては、町全体の道路整備の優先度も踏まえながら、皆様方と一緒に考えてまいりたいと、このように思っております。

先程の何年もかけての整備ということでございましたけれども、本当に町としても今、人が減少し、そしてまた多くの方に定住していただきたいという気持ちがあります。そういう意味も込めまして、なるべく事業を着手した中では早めに事業を進めたいというのが本音でありますし、これからも精いっぱい努力してまいりたいと、このように考えているところでありますので、これからもご指導のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。

町としても人口減少、大変な思いで今、迎えたわけでありましてけれども、これからまた定住したいという方も含めて、やはり道路網の整備もきちんとしてまいりたいと、このように考えていますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

ありがとうございました。何か、若い人とか子供さんを見ると、自分たちもすごく元気になります。昨日、郷土芸能クラブでしたが、ちょっとお手伝いに笛吹きに行ったんですけれども、子供たちがすごく元気で、本当に一生懸命、郷土芸能、神楽の練習をしています。ふれあい祭りに向かって一生懸命やっているんですけれども、その子供たちを見ていると、本当にこちらが元気をいただいて、頑張らなくちゃいけないというふうに感じました。

そういう意味で、駅南エリアが、そういう地域になっていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で、板寺正範君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分からとします。

（午前10時54分 休憩）

（午前11時05分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

初めに、災害時の町民を守る取組について伺います。

9月1日は防災の日として、自然災害への認識を深め、備えを確認するための日と考えております。私たちは東日本大震災を経験し、日頃の防災意識を反省する大きな機会を得たのですが、人間というものは時間が過ぎるとその気持ちがだんだん薄らいでいってしまうもの、そして災害は忘れた頃にやってくるのです。

今年も日本各地で大雨による被害が多発しました。また、これからは台風シーズンにもなります。近年の台風被害では、水害リスクの情報が明らかになっていない中小河川や下水道などがある地域で多くの浸水被害が発生しました。

気象庁では、地域防災支援の取組を推進しています。地域交流人材配置による担当チームを気象台にて編成し、担当地域を固定することにより、各市町村固有の課題への対応を含め、市町村に寄り添い、担当者同士の緊密な連携関係を構築するとされています。

具体的な取組として、平常時には気象防災ワークショップなどの開催や、防災気象情報の地域ごとの活用についての共有などが行われ、災害時には早い段階からの記者会見などを実施し、住民に見通しを伝えると共に、ホットラインによる首長への助言なども行うとされています。それを踏まえて、現在の我が町と地元気象台との連携状況はどのようになっているかお聞きします。

次に、災害時の連絡体制ですが、自主防災組織としている各区の区長さんとの連絡方法はどのようになっているかお聞きします。

また、住民に分かりやすい避難所の運営マニュアルの整備は出来ていますか。更に高齢者や障害者など、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿の登録状況及び運用はどのようになっているか伺います。

また、現在、福祉避難所として介護施設と協定を結んでいると思いますが、今後、増やす計画はありますか。お聞きします。

それから、防災訓練については、私はこれまでも一般町民が参加する防災訓練を実施すべきと提案してまいりましたが、現状と認識を伺います。

最後に、災害用備蓄品、備蓄食品の現状について伺います。

次に、質問事項2の子育て、教育について質問いたします。

初めに、ヤングケアラーの実態調査及び支援の在り方について伺います。

ヤングケアラーとは、病気の家族の介護や幼い兄弟の世話を担うなど、本来、大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行う18歳未満の子供としています。核家族化や高齢化、共働き、独り親家庭の増加といった家族構成の変化が背景にあると考えられております。その過剰な負担によって、子供の将来や健康に大きな影響を与えてしまう実態が近年、明らかになっています。

ヤングケアラーへの支援としては、国は2022年度から3年間を集中取組期間に設定し、社会的認知度の向上を図る他、自治体の取組などを支援する事業を創設しました。

支援策のポイントは、1、早期発見、把握、2、支援策の推進、3、社会的認知度の向上としています。そこで我が町の現状と実態調査はされているのか、更に支援の在り方をどのように考えるか、担当課の見解をお聞きしたいと存じます。

次に、教育現場の主権者教育の推進状況について伺います。

教育現場の主権者教育の推進については、6年前にも質問させていただきました。公職選挙法の一部が改正され、選挙権が満18歳以上に引き下げられて初めての参院選挙が実施される時期でした。当時は十代の若者に選挙権が与えられたので、様々PRもされていました。しかしながら、若い世代の投票率は低い状況です。現在の中学生も3年後から5年後には選挙権が与えられます。初めて選挙を経験する若者のためにも、社会と地域の問題を自分の問題と捉えて、主体的に関われるようにしていく主権者教育が大切だと考えます。

現在、教育現場では、どのようなカリキュラムで学習されているのか伺います。

併せて、これまで何度か子供議会や中学生議会の実施を提案してまいりましたが、なかなか実施に至りませんでした。教育委員会の見解をお聞きしたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。一問一答は自席にて行わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、山崎議員の質問事項1、災害時の町民を守る取組についてお答えをいたします。

初めに、我が町と地方気象台との連携状況についてご説明いたします。

まず、本町を含む千葉県全体を管轄する地方気象台は、銚子気象台となります。銚子地方気象台との連携については、平時においては日頃から担当者レベルで意見交換の場を設けるなど、連携の強化を図っております。

昨年は、区長の皆様と職員を対象に銚子地方気象台の職員に気象の専門家の立場からの防災講演会を開催していただきました。台風接近時や警報の発令がある場合等の非常時においては、気象情報の見通しなどが町の担当部署にメールで配信されます。

また、台風接近時は、オンライン説明会が開催されます。

更に、防災担当者用のホットラインも開設され、町の気象条件の詳細を確認出来る体制となっております。

次に、災害時の連絡体制で、自主防災組織としている各区の区長さん方との連絡方法はどのようになっているかのご質問でございますが、連絡体制としては、現状は携帯電話等による電話連絡としております。34名の区長様方と連絡を取る必要がございますが、職員数名で一斉に連絡を取ることで、時間の短縮を図れるようにしております。

なお、今年度については地震が発生したことを想定し、町からの安否確認及び区内の状況確認を依頼し、区長さん方からは区内の状況を報告いただくといった情報伝達訓練を実施いたしました。災害発生時にスムーズな対応が出来るよう、今後も訓練の継続を図っていきたいと思います。

また、区長さん方以外にも災害の発生する恐れがある時、または発生した場合、避難行動要支援者の方へは避難行動要支援者台帳を使用し、民生委員さんからの連絡や巡回、消防団へも情報提供し、声かけを行っていくなどの対応を取っているところでございます。

次に、避難所運営マニュアルの整備は出来ていますかのご質問でございますが、避難所運営マニュアルは整備済みとなっております。町のホームページでも公表しております。このマニュアルは、地区集会施設まで避難所の開設が及んだ場合な

どに町職員担当者だけではなく、自主防災組織の役員さん方が避難所の運営をするために活用出来るよう整備したマニュアルとなっております。

また、このマニュアルとは別に職員用として、新型コロナウイルス感染症に対応したマニュアルも作成しております。

次に、一般町民参加の防災訓練についての現状と認識についてお答えをいたします。

まず、現在の状況でございますが、この2年間は新型コロナウイルス感染症を考慮し、町防災訓練は開催自体を見送らせていただいております。今年度は9月に実施する予定でしたが、第7波を考慮し、規模を縮小し、職員のみで開催をいたしました。今後はコロナの感染状況を見ながら、コロナ禍でも開催可能な訓練を検討していきたい、このように思っています。

コロナ前は例年、消防団、区長、民生委員、防災ボランティア、日赤奉仕団、社会福祉協議会、建設業災害対策協力会等に参加をいただいておりますが、町民参加の防災訓練として防災行政無線や防災メール、エリアメール、SNS等を活用し、町民の方へ備蓄品や避難行動の確認を促すなど、自宅にいても参加出来る訓練などを考えてまいりたいと考えております。

次に、災害用備蓄品、備蓄食品の現状についてでございますが、災害用の発電機、投光器、排水ポンプ等の備蓄品及び備蓄食品については、小学校の統廃合に伴い各学校の防災倉庫に分散保管していたものから旧橘小学校での一元管理といたしました。備蓄食品及び飲料水について、大半は保存期間が5年となっており、一度に大量に購入するのではなく、毎年一定数を購入し、順次入替えを行っております。保存期間が過ぎる前に防災訓練や小学校に配布するなど、有効に活用をしております。

私からは以上でございます。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問事項の1番目の災害時の町民を守る取組について、質問要旨の2番目、災害時の連絡体制、避難所運営、防災訓練等の現状と課題のうち避難行動要支援者名簿の登録状況及び運用はどのようになっているか及び現在、福祉避難所として介護施設と協定を結んでいるが、今後増やす計画はあるかについてお答えいた

します。

初めに、避難行動要支援者名簿の登録状況と運用についてお答えいたします。

避難行動要支援者名簿は、高齢者、障害者等の災害時における安否確認及び避難支援を適切かつ円滑に行い、災害時に自ら避難することが出来ない恐れのある者が安心して暮らすことが出来る地域づくりの推進を図ることを目的として作成しております。

対象者は、要介護者等、障害者手帳所持者、65歳以上の者一人で構成する世帯の世帯主、65歳以上の者二人以上で構成する世帯の世帯主又は世帯員とされています。

現在の登録状況は、令和4年8月1日現在1,018人で、そのうち60歳以上の高齢者が851人、障害者が167人です。

運用につきましては、年1回、変更事項の確認を行っており、更新後の情報を民生委員に提供し、平常時の見守りを行っております。

災害時には安否確認等に使用するため、申請時に個人情報提供の同意をいただいていることから、自治会、消防団等に情報を提供することが出来るようになっております。

続いて、現在、福祉避難所として介護施設と協定を結んでいるが、今後増やす計画はあるかについてお答えいたします。

福祉避難所は、通常の避難所生活に困難を来す避難行動要支援者を受け入れるために町が指定した施設となり、福祉避難所協定を締結した社会福祉施設も福祉避難所とされています。

協定を締結した社会福祉施設は、令和2年度まで特別養護老人ホーム竜神苑1ヶ所でしたが、令和3年度、旧神代小学校で事業を開始した神代の森とも協定を締結し、現在は2ヶ所と福祉避難所協定を締結しています。

今後も協定を締結する施設を増やすよう進めていきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

続きまして、ご質問事項の2、子育て、教育についての質問要旨1、ヤングケア

ラーの実態調査及び支援の在り方についてお答えいたします。

ご質問にありましたヤングケアラーにかかる我が町の現状と実態調査につきましては、現時点で町の現状を把握するための実態調査は実施しておりませんが、令和4年7月に千葉県によるヤングケアラー県内実態調査において、小学6年生の児童及び中学2年生と高校2年生の生徒を対象に任意調査が実施されたところでございます。

調査結果については、現時点で公表されておきませんが、今後、県のホームページなどで公表される予定でございます。

続いて、支援の在り方につきましては、教育現場においてヤングケアラーに関する理解を深め、早期発見に努めることが重要であると考えております。まずは学校全体でのヤングケアラーへの理解を深めるために児童生徒や教職員を対象にした出前事業や講演会などの実施の検討をしております。

また、子供の日常生活の観察や個別面談、生活状況アンケートなどからヤングケアラーの早期発見を図っております。

更に、それらの情報について、校内のケース会議などにより学校全体で情報共有を行うと共に、悩みを抱える子供に寄り添えるようスクールカウンセラーや担任、養護教諭による悩み相談や心のケアを充実させてまいります。加えて、必要に応じて適切な支援が出来るよう、健康福祉課と連携を密に行い、福祉、介護、医療への各種サービスへの支援につなげられるよう取り組んでまいります。

続きまして、ご質問事項の2、子育て、教育についての質問要旨2、教育現場の主権者教育の推進状況についてお答えいたします。

ご質問にありました教育現場での主権者教育の学習状況につきましては、文部科学省が定める学習指導要領を踏まえて教育課程を編成して、実施しております。

まず、小学校社会科において、身近な地域社会との関わりの学習を通して日本国憲法における国民としての権利及び義務、地方公共団体や国の政治の働きなどについて学習いたします。

次に、中学校の社会科において、歴史的な分野で民主政治の成り立ちについて学び、公民的分野で民主政治と政治参加及び住民参加による地方自治などについて学習しております。

また、小中学校においては、道徳や特別活動など、教科にとらわれず、横断的に

主権者として求められる力の育成に努めております。加えて、中学校では、独自の取組として、生徒会役員選挙において、町の選挙管理委員会の協力を得て、実際の選挙で使用する投票箱を使用した選挙を実施することで、選挙に対する意識向上や参政権に関する教育を行っております。

続いて、中学生議会の実施予定についてお答えいたします。

中学生議会につきましては、令和2年度に実施をする方向で検討を進めてまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、実施を見送ってまいりました。今年度につきましては、主権者として必要な資質や能力を育むため、11月11日に中学2年生の代表生徒が中学生議員として参加する形で中学生議会を実施する予定です。こちらにつきましても、今後の新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、実施の有無について判断してまいりたいと存じます。

今後も学校教育現場においては政治的中立性を確保しつつ、社会の出来事を自ら考え、判断し、主体的に行動出来るよう、主権者教育を推進してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

それでは、2回目、質問させていただきます。

銚子气象台との連携は出来ているということで承知しました。近年、地球温暖化などの影響により、自然災害が激甚化、頻発化しております。被害の防止や最小化のための防災インフラ等の整備と同時に、より正確な情報を迅速に収集し、発信して被害を最小限に抑える行動を促すためのソフト面の取組も重要かと思えます。

そこで、34人の区長さんに電話連絡するとのことですが、今はスマホや携帯電話をほとんどの方が持っています。もっと効率の良い連絡方法にすべきと思いますが、いかがですか。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

現在、区長さん方への情報伝達などは携帯電話等による電話連絡により行っております。

議員がおっしゃるとおり、効率の良い連絡方法としてメール配信、SNS等の活用なども考えられます。

一方、スマートフォンの操作に不慣れな方、通話のみで利用されている方など、各区長さん方がスマートフォンなどの情報端末をどのように利用されているか把握することなどの課題もございます。

現時点では、確実な方法として区長さん方と直接電話連絡を行う方法を継続し、災害時にスムーズな対応が出来るよう、情報伝達訓練を実施してまいりたい、このように思っております。

今後は、ホームページやSNSを活用した町公式アカウントによる情報発信の充実、スマートフォンなどを利用している方に対する情報伝訓練についても検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

承知しました。より迅速に、正確に、漏れなくすることが肝要であると考えますので、平時の訓練が実施されることを望みます。

次に、避難所運営マニュアルですけれども、ホームページの中身を確認させていただきましたが、なかなか分かりにくいです。現在は町主催の避難所で賄っているということですが、いざといった時のために一般町民の方が分かるような計画をお願いしたいと思います。

それで現在、自治体が立てる地域防災計画に加え、町会とか自治会などの地域コミュニティが災害時の避難方法などを自ら立案する地区防災計画が創設されています。災害発生時には、自治体や消防などの公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは自助であり、共助であります。この視点に立てば、小さな地域コミュニティで作る地区防災計画の必要性があると考えますが、いかがでしょうか。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。避難所につきましては、災害の種類、度合いにもよ

りますが、まずは主要避難所として東庄町公民館、旧橘小学校、福祉避難所として保健福祉総合センターを開設いたします。これらの避難所につきましては、当初は役場職員が主体となり、職員用の新型コロナウイルス感染症に対応したマニュアルに沿って運営をいたします。被害の状況により、更に避難所の開設が必要となった場合などは、地域の方々のご協力をいただき、学校や各区の集会施設などにも避難所を開設する場合も想定されます。

避難所運営マニュアルについては、そのような場面を想定したものでございますが、分かりにくいとのご指摘もいただきましたので、随時、見直しなどを行い、分かりやすいマニュアルにしていきたいと思っております。

また、議員がおっしゃるように、災害時には地域の方々の自助、共助が大変重要であると考えております。町では各区を区長を中心に区内で助け合う自主防災組織と位置づけています。区長会の総会やまちづくり会議などを通じ、災害時の対応について記載した簡易マニュアルによる周知や各地域の特性にあった体制づくりを支援するための自主防災組織としての必要事項や組織の運営関係などを取りまとめた自主防災組織の設立運営マニュアルの策定キット、これを区長さんに配布しております。

今後は、地域のコミュニティーで作る地区防災計画の必要性についても周知し、各地区で独自の自主防災組織を運営出来るよう、支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

住んでいる地域によって実情は異なります。いざという時、自分はどう行動すれば良いのか、全ての住民が日頃から頭にとどめておく必要があると考えます。地区防災計画を作成するなど、話し合える機会があれば良いのではと思います。それには役場の職員の皆さんのサポートが必要かと思っておりますので、出来るところから、出来る地区から始めていってほしいと思っております。

次に、町民の方から、避難所に避難する際、ペットは連れていかれないのかとの声をお聞きします。今は家族同様に家の中で大事に飼育というか、生活している家庭が多くあります。このような要望にどのようにお応えしますか。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

お答えします。

現在は、町が開設する公民館などの避難所へのペットの当初の入所はお断りさせていただいております。議員がおっしゃるように、ペットを家族同様に大事に飼育している方が多くいらっしゃることは理解しておりますが、問合せがあった場合には、アレルギー問題や騒音、また新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、衛生環境にも万全を期するため理解をいただくよう、ご説明させていただく対応となっております。

しかしながら、近年はペットを飼われている方も増加していることから、大規模な災害や避難生活が長期化し、学校や各区の集会施設などにも避難所を開設する場合などは、ペットとの同行避難も想定されます。避難所運営マニュアルにペットの登録、受入場所、飼育等について掲載もしているところでございます。

また、飼い主の方に対しても、日頃から災害への備えをしていただくよう、広報や啓発を行っていきたいと思います。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

先日調べましたら、今年の犬の登録数は674匹とのことでした。各家庭で避難する状況になったらペットはどうするか、平時の時から考えておくように広報していただきたいと思います。

次に、避難行動要支援者の登録状況ですが、これから独居の高齢者の世帯は増えることが見込まれます。民生委員さんだけでは対応出来ないと思います。国は個別避難計画を作成することを努力義務としていますが、先程述べました地区防災計画を作成していく中で、地域の実情を改めて認識する機会となったりというケースが出ております。また、地域の絆が強まったというご意見もありました。災害時に誰一人犠牲にならないよう、細かな情報共有を基に計画を立てることが必要と考えますので、是非よろしく願いいたします。

それから、福祉避難所については、より多くの施設と協定を結ぶべきと考えますので、早急の対応を期待します。

次に、ヘルプカードの活用について伺います。

援助を必要としている障害のある方などが携帯して、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードですが、現在はどのように運用されていますか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

議長、答弁をする前に参考資料の配布の許可をお願いしたいのですが。

議長（宮澤 健君）

ここで答弁者から資料を配布したい旨の申出がありますので、これを許します。

ここで暫時休憩とします。このままでお待ちください。

（午前11時37分 休憩）

（午前11時38分 再開）

議長（宮澤 健君）

会議を再開します。

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ヘルプカードについて、現在はどのように運用されているかについてお答えいたします。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見では分からなくても援助や配慮を必要としている方が周囲の方に配慮を必要として知らせることが出来るマークとしてヘルプマークがあります。千葉県では、令和元年8月からストラップ型ヘルプマークを作成しており、また議員がおっしゃられたヘルプカードは、必要な配慮の内容や緊急連絡先などの詳細な記録が出来るカードとなっております。

現在、ヘルプカードとストラップ型ヘルプマークを身体障害者手帳等の交付時に窓口で内容を説明し、希望者へ配布しています。

現在、約30名の方が利用しております。ヘルプカードやストラップ型ヘルプマ

ークは援助が必要な方が携帯し、その目印となるため、全ての方がヘルプマークを知らないとは活用が出来ません。今後は、広報やホームページなどで町民全ての方に知っていただけるよう周知を図りたいと考えております。

私からの答弁は以上となります。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

ヘルプカードが必要なところに届き、周りの方たちが理解することが大切ですので、周知の方法を考え、お願いいたします。

ちょっと時間がなくなりましたので、次に、避難訓練の件ですけれども、現在は消防団、区長さんとか組織に関わっている方たちの参加で行われておりますけれども、冒頭申し上げましたが、防災の日の考え方としては、備えを確認するための日と捉えることが大事かと考えますので、全町民の意識を啓発する日として、訓練の方法を検討していただきたいと思います。答弁は要りません。時間がないので要望します。

それから、備蓄品ですけれども、旧橋小で一元管理とのことですが、災害時の道路状況も予測不能なところもあると思いますので、一部分散することも必要ではないかと考えます。これも要望にとどめます。

そしてなお、食品はもちろん、消費期限で対応していると思いますが、紙類や衛生用品の管理が今現在出来ていないようですので、これもローリングストックといって、循環備蓄ということが最適かと思いますが、是非やっていただきたいと思います。

以上で防災のほうを終わります。

次に、教育課に移ります。

昨年の4月に公表された、国による初の全国のヤングケアラーの実態調査ですが、その結果で、中学2年生の5.7%、全日制の高校生2年生の4.1%が世話をする家族がいると答え、その頻度は、ほぼ毎日が5割弱、平日一日に平均約4時間を家族の世話に費やしている実態が明らかになりました。家族の世話がお手伝いの範囲を超えれば、学業や健康、友人関係、将来の進路にも影響を及ぼしかねません。今回の県の実態調査の結果がどこまで詳細に発表されるか分かりませんが、我が町

の実態の把握には至らないのではないかと思います。早期発見、把握としては、答弁にもあったように、学校をはじめとして、様々な分野との情報の共用を図り、そこから支援につなげていくことが重要だと考えます。将来のある子供たちが自分の夢や目標に向かって明るく成長出来るよう、周りの大人たちが見守れる体制づくりを望みます。ヤングケアラーの社会的認知度の向上に向けても啓発方法を考えて実施されることを望みます。

次に、中学生議会を11月に実施の予定とのことですが、無事開催出来ることを願っています。授業で教科書を広げてやる勉強も大事ですが、リアルに現場の雰囲気を経験することの方が子供たちにはインパクトがあるように思います。将来、我が町の町会議員、または国会議員にもなる逸材が出るかもしれませんので。

最後に、国は来年度からこども家庭庁を設置します。基本方針として、「こどもまんなか」社会を目指すとしています。子供の視点、子育て当事者の視点に立つことが重要であります。我が町では、新しい部署を設けるかどうか分かりませんが、子供たちが健やかに成長出来るよう、小さな町だからこそ出来る施策の展開を望みます。

教育長も子育て世帯への情報誌などを作ってくださいました。やはり健康福祉課もそうですし、教育課もそうです、社会福祉協議会、あらゆるところの分野が情報共有をして、子供たちのために、特に困っている子供たち、その世帯のために働いていていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

（午前11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

8番、大綱でございます。では、早速質問に入らせていただきます。

令和4年度より新規事業、移住定住・結婚支援、就労支援、危険ブロック塀の撤去支援、有料広告掲載事業が始まり半年が過ぎました。それぞれの事業の進捗状況と現状の課題と今後の見通しについてお伺いいたします。

初めに、新規事業それぞれの施策の進捗状況を一括質問し、現状の課題と今後の見通しについては一問一答方式で行いますので、よろしく願いをいたします。

まず初めに、移住定住・結婚支援についてお伺いいたします。

令和4年度は移住、結婚、子育て事業を重点に移住支援や結婚新生活支援など、補助金を交付する事業が始まりました。従来の子育て支援の充実から更に発展させて、住みやすく、結婚しやすく、保護者の経済的負担を軽減する子育てしやすいまちづくりを目指し、町では「家族を呼び戻そう予算」として令和4年度に予算化されております。

移住支援事業補助金と結婚新生活支援事業補助金についてお伺いいたします。

それでは、移住定住支援からお伺いいたします。

移住定住支援として、移住支援事業補助金が始まりました。内容は、東京圏、東京都、埼玉県、神奈川県から町に移住する世帯に補助金を交付する支援策です。

支援金は二人以上の世帯100万円、18歳未満1人当たり30万円以内です。単身世帯は60万円になります。申請期限は転入後3ヶ月以上1年以内です。

要件として、通算5年以上東京圏に在住、東京23区以内に通勤、通学していた、継続して5年以上東庄町に住む意思があり、地域の中小企業への就職、テレワークによる東京の事業を継続するなどの要件があります。移住支援事業補助金の進捗状況をお伺いいたします。

続きまして、結婚支援をお伺いいたします。

結婚支援として結婚新生活支援事業補助金があります。令和4年1月1日以降に結婚届を提出した39歳以下の夫婦に交付いたします。対象世帯は世帯所得400万円未満で夫婦共に結婚日における年齢が39歳以下の世帯。ただし、離職時や貸与型奨励金の返済を行っている場合は、別途計算方法により算出する。対象経費は結婚した世帯の新生活にかかる費用、住宅取得費用、住宅借地費用、リフォーム費用、引越費用、補助金は最大30万円との内容です。結婚新生活支援事業補助金の進捗状況をお伺いいたします。

次に、就労支援事業をお伺いいたします。

U I J ターン支援として、町で働き、町で起業する若者たちが地元に戻ってくるには必須の就労が課題でございます。町で起業するのも一つの選択肢になっております。そこで、U I J ターンプロジェクトの側面を支えている新規事業であり、起業時に利用出来る補助金事業の新規就農支援事業、創業促進支援事業についてお伺いいたします。

それでは、新規就農支援事業からお伺いいたします。

東庄町で農業をしたいと思う人が、実家が農業であってもなくても、新しく農作物を作り始める人に対して補助金があります。

機械、設備、家畜導入などの設備導入補助金、最大1,000万円を補助、また、対象者は就農時に49歳以下で新規に農業を始める人、親の経営に従事してから5年以内に経営発展計画を立てている方となっております。

更に、経営開始資金は新規農作物を導入する人に対して経営開始資金として最大450万円の就農支援補助金があります。新規就農支援事業それぞれの設備導入補助金と経営開始資金の進捗状況をお伺いいたします。

では、創業促進支援事業に移ります。

町では産業の振興及び活性化を図ることを目的として、町内で創業する方への支援事業を実施しております。補助金の額は補助対象経費の2分の1以上の額とし、200万円が限度となります。

対象は、事業を営んでいない個人が所得税法第229条の規定する開業の届出により新たに事業を開始する場合、町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある場合、事業を営んでいる事業所が現在経営している業種と異なる業種の事業を開始する場合、町外に事業所を有し事業を営んでいる事業者が新たに町内に事業所を設置し事業を開始する場合などの条件がございます。そこで、創業促進支援事業の進捗状況をお伺いいたします。

続きまして、危険ブロック塀の撤去補助についてお伺いいたします。

町では、町民の安全で安心して暮らせるまちづくりを目的として、倒壊の危険性があるブロック塀の撤去に対して補助を行う事業が始まりました。

補助対象として、道路に面して設置され、高さ1.2メートル以上の倒壊の危険性があるブロック塀の撤去に有する費用が10万円を限度に対象金額の半分を補助

する事業です。

注意事項として、工事着工前に申請すること、申請年度内に撤去工事を完了すること、町税等の滞納がないことなどの条件がございます。

それでは、進捗状況をお伺いいたします。

最後になりますが、有料広告掲載事業をお伺いいたします。

広報東庄に広告を掲載しませんか、地域経済の活性化及び町の新たな財源確保を図るため、広告掲載事業者を募集しますとの記載事項が広報東庄にございました。

そこで、有料広告掲載事業についてお伺いいたします。

条件として、広告媒体は、広報紙、町のホームページ、町が作成する印刷物、町が保有する建物、工作物又は車両、その他広告媒体として活用出来ると認められたもの。

広告の範囲は、法令等に違反するもの、またはその恐れがあるもの。公序良俗に反するもの、またはその恐れがあるもの。人権侵害となるもの、またはその恐れがあるもの。政治性、または宗教性のあるもの。社会問題についての主義主張。個人または法人の名刺広告。良好な景観または風致を害する恐れがあるもの。公衆に不快の念、または危害を与える恐れがあるもの。町税を滞納している者の広告。広告掲載を行う広告として不相当であると認められるもの。などの不採用条件がございます。有料広告掲載事業者募集事業の進捗状況をお伺いいたします。

これにて1回目の質問を終わりにいたします。次回から自席にて質問をいたします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、質問事項1、令和4年度の新規事業の進捗状況についてご質問のありました質問要旨1、移住・定住、結婚支援事業について、私からお答えいたします。

移住・定住支援事業は、令和4年4月1日からの転入者に該当になりますが、転入後、3ヶ月を経過したものとなることから、8月末現在では、問合せは3件ほどあり、まだ申請には至っておりません。

次に、結婚新生活支援事業ですが、同じく8月末現在までお問合せが複数件あり、8月には1件の申請がありました。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

それでは、私のほうからは質問要旨の2、就労支援事業についてのうち新規就農支援事業の設備導入補助金及び経営開始資金の進捗状況についてお答えいたします。

町では現在、2件、2名の新規就農相談を受け付けておりまして、香取農業事務所などの関係機関と協議を進めており、来年度、令和5年度の申請に向けて調整をしている状況でございます。

補助金申請書の提出にあたりましては、どんな作物をどれぐらいの規模で作るのか、そしてどれぐらいの収支になるのかといった農業経営を成功させるための就農計画書の作成が必要となることから、香取農業事務所の普及指導員が中心となり、就農指導を進めている状況でございます。

私のほうからは以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、私のほうから質問要旨2の就労支援事業の中の東庄町創業促進支援事業の進捗状況についてお答えをいたします。

東庄町創業促進支援事業は、平成27年度から実施している事業で過去に7件の事業所に補助金を交付しております。

令和4年度からは総務課企画財政係から、まちづくり課産業振興係に所管が変わりました。令和4年8月末現在で3件の事業者から申請を受け付けしております。

続きまして、質問要旨3の東庄町危険ブロック塀等安全対策事業補助金の進捗状況についてお答えをいたします。

令和4年8月末現在で3件の申請があり、うち2件には各10万円の補助金を交付しております。残り1件については現在審査中でございます。

よろしくお願ひいたします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

質問要旨4、有料広告掲載事業の進捗状況についてお答えします。

4月より広報東庄に有料広告の募集を開始し、6月号から9月号の広報紙までに2事業所で延べ5回の掲載となっており、1回当たり5,000円の掲載料をいただいております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

ありがとうございました。各事業の進捗状況を回答していただきました。

それでは、これから一問一答方式でお伺いしますので、よろしく願いをいたします。

住宅定住支援からお伺いします。

進捗状況では、まだ時期尚早なので問合せが3件、申請はまだないということの回答でした。

それでは、東京圏の概念に千葉県の東葛地区を加える計画はあるかどうかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

この移住定住支援事業は、千葉県がU I J ターンによる起業、就業者等創出事業補助金交付要綱において、条件不利地域として過疎指定の市町村が千葉県と共に行う事業ですので、県内のどの地域からの移住も該当いたしません。対象外となっております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

基本的に千葉県と共に行う事業で、千葉県の東葛地区を加える計画はないという回答でした。私は町独自の施策で東葛地区を入れたらどうかなと思う気持ちがござ

います。

では、続いて、移住支援策の条件に高齢者が就職の意思がある場合には、年齢制限があるのか、条件に入っているのかどうかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

地域企業への就職条件や東京での仕事がテレワークで継続、また本人が新規に起業する場合の条件が整っていれば、年齢要件はありません。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

条件が整っていれば高齢者の年齢制限はないということで了解いたしました。

それでは、また東庄移住支援事業補助金交付要綱の10条に返還請求をする時にやむを得ない事情の中に、本人の事情だけではなく、家族の事情を入れたらどうかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

議員がおっしゃられた東庄町移住支援事業補助金交付要綱の10条は、交付決定者が偽り、その他不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合や5年以内に本町から転出した場合など、移住支援金の全額、または半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りではないとなっておりますが、補助金交付を受けた本人に対する返還に関する事由ですので、家族の要件は含んでおりません。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

了解しました。個人の条件であって、家族は入らないということで了解いたしま

した。

最後に、移住・定住支援事業の今後の見通し、また継続性についてお伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

先に申しあげましたとおり、県と共に策定した地域再生計画であるUIJターンによる起業就業者創出計画に基づき事業を継続していきたいと考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

了解しました。人口減少対策の一環として、是非とも継続をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、結婚新生活支援についてお伺いします。

進捗状況では、8月中に1件の申請があったとの回答ですが、対象の条件のうちで世帯所得400万円未満、夫婦とも39歳以下の条件の理由についてお伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

この事業は、若くて、なおかつ収入の少ないカップルの結婚への後押しとしての支援事業であり、新生活のアシストを目的としている事業でございます。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

収入が少ない、若いカップルを対象としたという支援策ということで理解いたしました。

それでは、新生活に関わるリフォーム費用とその他の支援補助金、例えば木造住宅耐震改修補助金、空き家等活用事業補助金、また3世代ファミリー一定住支援事業

などを併用して支援策が受けられるかどうかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

東庄町結婚新生活支援事業補助金交付要綱の第3条の中に夫婦の双方が過去に本補助金、または同種の補助金の交付を受けていないこととしておりますので、同じリフォームでは対象外ですが、個々のリフォーム内容で重複していない内容であれば併用も可能であります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

過去に同種の支援を受けておらず、またそれぞれのリフォーム内容が同じでなければ、支援策も併用は可能だというふうに理解します。

それでは、東庄町結婚新生活支援事業補助金交付要綱の第9条の1に、虚偽、その他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けた時、全部、または一部を取り消すことが出来るとなっておりますが、どのような方法で不正を判断するのかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

町議のおっしゃられた返還や不正は、申請書類には戸籍や住民票などを添付した申請書が必要となり、虚偽の記載が発覚した場合が想定されると思います。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

了解しました。今の時代、不正や詐欺がちょっと目立っておりますので、お手数ですが厳正なチェックをお願いいたしたいと思います。

それでは、結婚新生活支援策の今後の見通しについて、そしてまた継続性につい

てお伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

こちらの支援事業は、結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、少子化対策の強化に資することを目的として、国の地域少子化対策重点推進交付金により、2分の1の補助による制度であります。今後も国の動向と共に少子化対策に取り組んでまいります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

了解しました。少子化対策に側面から支える重要な施策ではないかなと私は思いますので、引き続き、施策を続けてもらいたいと思います。

それでは、次に、新規就農支援事業に移ります。

東庄町では2件の相談を受けているとの回答でございました。

それではお聞きします。農林水産省が2022年度から新規就農者の拡大を図るために前年の制度より交付する金額を拡大し、新制度が始まりました。従って、近隣の市町村の新規就農支援事業の進捗状況をお伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

近隣市町の新規就農支援事業の進捗状況についてお答えいたします。

初めに、香取農業事務所管内におきましては、香取市が3件、多古町では4件の申請が提出されております。

次に、海匠農業事務所管内における申請件数は、旭市が4件、匝瑳市で1件となっております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

ありがとうございます。近隣の市町村の進捗状況、回答をありがとうございます。近隣の市町村に比べて東庄町はちょっと申請が少ないのではないかなと私は思います。

情報の伝達に課題があるのではないかと思います。また、申請書等が複雑過ぎるのではないかなと私は思います。

それでは、新規就農支援事業の内容を分かりやすくPRするためにどのような方法を取っているのかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

新規就農支援事業のPR活動につきましては、まず初めに、令和4年4月5日に開催されました町農業委員会定例総会におきまして、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様へ、事業内容をご説明し、担当地区の委員活動において適切にPRをお願いしております。

また、広報東庄5月号に記事を掲載すると共に、町ホームページへも詳しく事業内容を掲載しております。

あわせて、農政係窓口にパンフレットを用意し、新規就農支援事業を含め、農業を始める方が使える支援策のPRに努めております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

了解いたしました。いろいろな方法で支援事業の情報を伝達しているということを理解いたしました。

特に、この政策は専門家の知識がすごい必要ではないのかなと。また、そのためにはやはり農業委員や役場の農政窓口を通じて、制度の申請とか、そういう相談に十分に乘れるよう、理解しやすく説明出来るようにしてもらいたいと私は思います。

それでは、途中で離農する設備費補助・経営開始資金の交付金額の取扱い方についてお伺いします。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

途中で離農した場合の取扱いについてお答えいたします。

まず、設備費補助につきましては、設備、機械ごとの耐用年数に応じまして、離農した月を含む残りの対象期間の交付金を返還していただくことになります。

また、経営開始資金におきましても、同様に離農した月を含む残りの対象期間の月数分の交付金を返還していただくこととなります。

ただし、いずれの場合も被災などのやむを得ない事情で離農する場合の特例措置がございます。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

了解しました。

それでは、農業を辞める時、どのような基準で離農と判断するのかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

離農と判断する主な基準につきましては、まず、現地確認により適切な生産管理が行われているかどうかを調査いたします。その他、就労状況、従事日数年間150日かつ1、200時間なども含め、総合的に判断することとなります。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

承知いたしました。これからも支援事業の情報として発信してもらいたいと思います。

そこで、いろいろな情報や経験を生かすことが出来る就農支援事業の体験農業ですか、それを進めたらいかがかと思うのですか、どうでしょうか。お伺いします。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

体験農業についてお答えいたします。

就農に向けた体験農業につきましても、実際に農家の下で働きながら営農知識や現場に即した生産技術を習得出来ますと共に、併せまして体験農業を通して得られる地元農業関係者とのつながり、これが独立する際に大変役立つものであると期待されます。

町では現在、新規就農相談を2名の方からいただいております、そのうちお一人は本年2月から町内のいちご農家で就農に向けた体験農業を実施されております。内容といたしましては、いちごの栽培技術の習得を目的とした雇用就農であり、独立に向けて日々研鑽に取り組まれていらっしゃるということです。

今後も就農に関するご相談をいただいた際は、生産農家の農場見学や体験農業を適切にご提案し、各関係機関と連携して就農支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

了解しました。是非体験農業、お願いいたします。

それでは、新規就農支援事業の今後の見通し、また継続性についてお伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

まず、新規就農支援事業のこれまでの実績でございますが、令和元年度に1名、令和2年度にも1名の実績があり、順調に農業経営を継続されております。

今後も国及び県の就農支援制度を適切に周知、PRを行いますと共に、就農に関するご相談をいただいた際は就農開始に向けた様々な就農準備、そして就農開始後は関係機関と連携し、効果的な支援に取り組んでまいりたいと思います。

町の基幹産業である農業の継続、そして発展のためには、担い手の確保が最重要

課題であります。新規就農の方法は、一つは、家業の農業を継ぐ、そしてもう一つは、農業法人等に就職する、そして自分で農業を起業する、農業の始め方は大きく分けましてこの三通りであります。いずれの場合におきましても、農業を始めたい方には就農に関する施策等の情報提供をはじめといたしまして、関係機関と連携し、今後も確実に支援事業を進めてまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

はい、了解しました。東庄町の基幹産業でございますので、是非とも伸ばしていきたいと私は考えております。

その中で、情報とか経験不足でどうしても尻込みしてしまう人が多いのではないかと私は思いますので、情報はやはり正確な情報、そして誰でも正確な判断が明確に出来るような情報の流し方というか、情報を提供してもらいたいと私は思います。

それでは続きまして、創業促進支援事業に移ります。

進捗状況は本年度は3件の申請を受付したとの回答でございました。それでは、どのように情報を発信してきたのかお伺いをいたします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

創業促進支援事業の情報発信の方法ですが、広報、ホームページで周知すると共に、役場、商工会の窓口や町内の金融機関にチラシを置かせてもらっています。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

町と商工会で発信してきたということで了解いたしました。

多くの町民は、興味がある情報は発信し続けることが大事なのかなと私は思います。

それでは、細かいところでございますが、創業促進支援事業の対象経費と対象外

経費を分ける基準というか、判断をお伺いします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

対象経費の判断基準は、創業するための直接的に必要な経費か否かで判断をいたします。

主な対象経費として、報酬費などの会社設立費用、事業拠点の店舗の内外装工事や機械装置などの設備費及び宣伝広告費などが該当いたします。

また、対象外の主な経費としては、印紙代や敷金・礼金、保証金や保険などの間接的な経費やパソコン、カメラ、車両などの汎用性が高いものや消耗品費や光熱費が挙げられます。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

分かりました。創業するための経費が直接的に必要なか否かで判断をするということで了解いたしました。

それでは、やむを得ず5年以内で廃業に至った場合は、どのような対処の方法を取るのかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

補助金交付完了後に5年以内に事業所を廃業、もしくは町外へ移転等をした場合は、補助金の全部、または一部を返還させることが出来ます。返還の金額等については、個々の事業所の事情や状況によって判断することとなります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

了解しました。それぞれの事情があると思いますので、厳正に判断をお願いした

いと思います。

それでは、その他の助成金を併用することは可能なのか。また、あるとすればどのような助成金があるのかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

国や県などから同種の創業支援事業の補助金を受けている場合は対象外となります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

同じ助成金では取れないと。了解いたしました。

それでは、目的が違う中小企業者向けの国とか県とかの補助金は案内出来るようにお願いしたいと思いますので、これで要望も終わりにします。いろいろな助成金とか補助金がありますので、それに対してどれが対象になるかということ判断出来るようにお願いをしたいと思います。

そのためにも、また、創業促進の教室だとか実体験を勉強出来る場所を私は作った方がいいなと思いますが、町ではどのようなお考えなのかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

現在、創業支援の相談については、役場や商工会の窓口で個別に相談を受けております。今後は需要や要望がある場合は、町や商工会やハローワークなどと連携して創業支援に関するセミナーの開催などを検討する必要もあると考えております。

また、町も県などが主催します創業支援等に関する講習会などに積極的に参加して情報を収集していきたいと思います。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

分かりました。創業を目的としても、複雑な申請書とか現状の仕組みとか、そういう体験して情報を得ることが一番大事だと思いますので、今後とも関係各位と連携して、是非お願いをしたいと思います。

それでは、創業促進支援事業の今後の見通しについてお伺いします。また、継続性についてもお伺いします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

創業支援事業についての需要は今後も増えてくると思います。そのため、事業を継続して支援する必要があると考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（宮澤 健君）

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

私もまだまだ要望があるのかなと思いますので、引き続き事業の方、お願いをしたいと思います。

続きまして、次に危険ブロック塀等安全対策事業補助金についてお伺いします。

進捗状況では、既に3件の申請があったとの回答でした。それでは道路の側面の基準として、道路からどのくらいまで引き込んでいるブロック塀なら対象となるのかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

危険ブロック塀の対象となるブロック塀と道路との距離などの決まりはありませんが、道路上にブロック塀が倒れてくる可能性があり、危険と判断した場合は対象といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（宮澤 健君）

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

あくまでも安全か危険か、危険ではないかということで判断するということでした

解いたしました。

それでは、申請年度内で撤去工事を完了出来ない場合、これはどのような対処の方法があるのかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

年度内にブロック塀が撤去されない等で実績報告が提出されていない場合は、補助金は交付されません。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

分かりました。では、ブロック塀の危険度を明らかにするためにはどのような方法で判断するのかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

危険ブロックとの判断は、建築基準法で定めた内容かどうかで判断をいたします。例えば、塀の高さが地面から2.2メートル以下か、塀の厚みが10センチ以上か、高さが1.2メートル以上のブロック塀の場合は3.4メートルごとに控えの塀があるかなどです。また、その他に塀が傾いていないか、ひび割れの有無なども判断の基準となります。

よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

ありがとうございます。職員の皆さんの経験とか知識で正確な判断を行ってほしいと思います。

それでは、危険物ブロック塀の安全対策事業補助金の今後の見通し及び継続性についてお伺いします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

町民の児童等の通学時などの安全対策について、意識が高く、今後も危険ブロック塀等安全対策事業補助金については申請件数が増えてくると思います。また、危険ブロック塀の除去は防災上も有効なため、継続して予算化していきたいと考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

了解いたしました。安全安心が大事で、大地震や経年劣化等でブロック塀の倒壊、これを防がなければならないと思いますので、是非とも継続のお願いをいたします。

引き続き、では有料広告掲載事業についてお伺いします。

1回目の質問では、広報東庄で広報記載が始まったという回答でした。それでは、東庄町有料広告掲載事業要綱の第2条では、広告媒体として、広報紙、町のホームページ、町が印刷する印刷物、町が保有する建物・工作物または車両、その他広告媒体として活用出来ると認められるものと規定されておりますが、広報では広報東庄町の広報紙のみの広告を行っておりますが、他の広告媒体について具体的にどのように計画しているのかお伺いします。また、掲載料金などをお伺いします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

広報紙以外の広告につきましては、現在、10月にリニューアルする町のホームページへのバナー広告募集を行っております。掲載料は1年間5万5,000円とし、バナー広告の性質上、半年単位での募集をしております。東庄町有料広告掲載要綱の第3条の2に広告の範囲の細目、その他必要な事項については別に定めるとしており、東庄町有料広告掲載基準を定めております。この基準により掲載が出来ないものを明確にしております。

なお、掲載料につきましては、その広告を掲載していただく媒体の維持費の財源

を補っていただく一助になることを基にそれぞれ定めるものでありますので、現在募集している以外は掲載料を定めておりません。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

了解いたしました。それでは、個人、法人の掲載希望者が町内、町外の差別化するのはいかがでしょうかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

現在、町内、町外での差別化はしておりません。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

町内外の差別化はやらないという回答ですが、資本金の多い町外の企業などが独占的に広告記載が行われる可能性が多いと思いますので、町内の企業者を守るためにも料金の差別化を望みたいと思います。

最後になりますが、有料広告掲載事業の今後の見通しについて、また継続性についてお伺いします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

今後の見通しとしましては、広報誌やホームページについて募集を継続いたします。町が使用する封筒への掲載なども考えております。

また、所有する建物、工作物についての命名権や車両のラッピング広告などについては、今後、問合せなどがありましたら公募するなど、対応してまいります。

この事業を通しまして、町の財産を活用し、民間企業等の広告を掲載することで町の新たな財源の確保に努めてまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

少し時間が過ぎてしまいましたが、引き続き、考慮をいただきまして、より良い有料広告掲載事業が行われるよう、私からもお願いをいたします。少しでも町の財政の力になれるよう、頑張ってもらいたいと思います。

これにて私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

議長（宮澤 健君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は14時からとします。

（午後 1時50分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

10番、高木です。一般質問をさせていただきます。

水道事業について。

水道事業は、生活基盤の一つであり、非常に重要なものです。水は健康維持のため飲料水として炊事、洗濯、洗車、洗面、お風呂、トイレ、草木等への水やり等々、水は一日たりとも欠かすことが出来ません。

我が国は山紫水明の国と言われるように水は豊かで清純で飲用として良質なものがありました。このような自然条件に恵まれて、古くから人々は川や泉の近くに居を定め、容易に飲料水を得てきました。

戦後、人々の生活様式が変わっていくと共に、水に対する需要が急増し、水道事業への期待が高まってきました。水道による水のありがたさを実感しておりますが、水道施設の維持管理については忘れがちです。水道施設の更新や維持管理には莫大な費用と長い年月を要します。水道施設の老朽化の進行や人口減少に伴う料金収入

の減少等に対しても水道事業の持続可能性は確保されなければなりません。

生活基盤の一つである水道事業について、町はどのように考えて運営されるのでしょうか。お伺いいたします。

以上で最初の質問を終わります。2回目以降は自席より行います。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、質問事項1の東庄町の水道事業についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり水道は町民の生命を守るライフラインとして重要です。水道法第1条には、清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としております。そのため、町では水道法に基づき上水道の水質と安全性、安定供給を確保するための施設や計装設備の維持管理に努めてまいります。

よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

水道施設の維持管理について一問一答でお願いします。

本町における水道管路の総延長は何キロメートルでしょうか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

町内全域の水道本管、いわゆる配水管の総延長は132.4キロメートルです。

よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

水道管路の耐用年数は何年と見ていますか。また、耐用年数を越えた水道管路の割合はどうなっているのでしょうか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

水道本管の耐用年数は40年と定められております。また、本町の水道本管の耐用年数を超過した割合は、令和4年度で34.8%となります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

老朽化による漏水事故は毎年何件ありますか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

水道本管の漏水事故につきましては、令和元年度に2件、令和2年度に2件、令和3年度に2件発生しております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

水道管路の更新には何年かかりますか。また、その費用はどのくらいを見込んでおりますか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

平成30年度に作成した第2次東庄町水道ビジョンの中では、更新費用を約75億円と試算しております。

期間として、概ね40年程度かかると見込んでおります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

老朽化した管路の計画的な更新改修工事は、水道事業を行う限り必要なものです。更新計画はありますか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

年度ごとの水道本管の全体的な更新計画は出来ておりませんが、重要給水管路の更新計画には着手しており、現在、新堀配水場から東庄病院までの管路の更新工事を実施しています。

また、来年度から新堀配水場から東庄町役場までの重要給水管路の更新工事の計画を作成します。

この重要給水管路の事業を推進しながら水需要を考慮して、その他の水道本管の更新計画に着手していきたいと考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

水道事業の維持管理については、莫大な費用と長い年月を要します。安定的な水道水の供給のため、海外では民間委託が行われているようです。英国では100%、フランスでは70%、EUでは20%、米国では10%が民間委託されているようです。人口減少が進む中であって、いろいろと困難な問題が山積しております。水道事業の広域連携や民間委託等についてはどのように考えますか、お伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

まず、広域連携の件についてですが、令和元年度から銚子市、旭市、東庄町の2市1町で広域連携に関する調査検討を目的に東総地域末端給水広域連携検討会を行ってまいりました。本年度からは用水供給事業者である東総広域水道企業団を含めた4団体で勉強会を行う予定です。

また、水道事業の民間委託についてですが、国内の事業者で数ヶ所の事例はあるようですが、民間会社にとって小規模の事業者では採算を得ることが困難と考えているため、現状では民間委託については考えておりません。

以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

水道事業は長期的な観点から水道施設の計画的な更新に関する費用を含むその事業にかかる収支の見通しについて、町の考え方を伺います。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

水道事業の計画的な更新に関する費用の見通しでございますが、先程ご説明したとおり管路更新に多額の事業費と年月を要することが見込まれております。事業費については、国、県などの補助金や起債、内部留保資金などを利用して更新工事を実施しますが、これだけでは工事費が賄えないことが想定されることから、将来的な水道料金の値上げや一般会計からの補助金の増額を含めた検討が必要と考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

次に、安心安全な水道水の供給について伺います。

水道水の供給を受ける需要者に対して水質検査の結果等の情報は提供することとなっておりますが、水道法にのっとり情報提供されていますか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

水質検査の結果の公表につきましては、毎年6月に町ホームページで公開しております。また、水道係窓口でも閲覧することが可能です。

以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

広報なんですけれども、そういう電子的な方法ではそれを見られない人がいっぱいいるんですよ。町の広報紙で以前はたしかやっていたと思うんですけれども、やはり全体に知らせるためには、町の広報紙への掲載も必要だと考えますが、いかがでしょうか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

議員がおっしゃるとおり広報紙でも併せて公表していきたいと思います。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

広報紙への掲載、よろしくお願いします。

BOD値、トリハロメタン値は、この20年間どのように変化していますか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

水道法の水質基準の中にBODについては項目がありませんが、参考に千葉県がホームページで公開している河川の5年ごとの水質検査の結果で見ますと、黒部川のBODにつきましては、平成13年度は5.9ミリグラム／リットル、平成18年度は4.5ミリグラム／リットル、平成23年度は3.0ミリグラム／リットル、平成28年度は3.3ミリグラム／リットル、令和2年度は3.9ミリグラム／リットルでした。

平成13年度、18年度の数値は5.9ミリグラム／リットルと4.5ミリグラム／リットルとなっておりますが、それ以降の年度の数値につきましては、3.0ミリグラム／リットル台の数値となっております。これは平成19年度から国土交通省利根川下流河川事務所の協力により、千葉県で実施しています利根川からの試験

導水などの成果が表れているものと考えております。

次に、トリハロメタンについての町の水質検査の結果ですが、こちらも5年ごとの総トリハロメタンの平均数値を見ますと、平成14年度は0.032ミリグラム／リットル、平成19年度は0.021ミリグラム／リットル、平成24年度は0.023ミリグラム／リットル、平成29年度は0.026ミリグラム／リットル、令和3年度は0.021ミリグラム／リットルとなっております。

平成18年度に東総広域水道企業団において良質でおいしい水の供給を目的に高度浄水処理施設の供用開始をしました。その効果などにより、平成19年度以降のトリハロメタンの数値については0.030ミリグラム／リットルを下回っております。

なお、トリハロメタンの水質基準は0.1ミリグラム／リットルと定められております。こちらの数値は世界保健機構、WHOより厳しい基準となっております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

がん患者の数、がんによる死亡者の数はこの20年間でどのように変化していますか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

健康福祉課に確認しましたところ、東庄町のがん患者数については把握していませんが、がんによる死亡者数については、千葉県の資料によりますと平成18年から令和元年の14年間で50名から60名で推移をしております。令和元年については57名となっております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

水道法による水質基準はどのようになっていますか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

水道法に基づいた51項目の検査項目があります。職員が毎日検査として、味、臭気、色度、濁度、残留塩素を検査しています。また、東総広域水道企業団に委託する毎月検査として一般細菌、大腸菌、亜硝酸性窒素等の10項目の検査を行っています。この他にトリハロメタンを含む水質基準全51項目の毎年検査を年4回行ってまいります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

水道水を長期間連続して摂取すると摂取量に応じてがんの発生する確率が高まるということは、いろいろな学術書等においても指摘されているところです。水道水の何が問題かを考えると、まず第一に水源にあると思います。水源の黒部川は流域が小さく、水を涵養する森林も極めて僅かしかありません。流域には数千ヘクタールの水田が広がり、多量の除草剤とヘリコプターによる農薬散布が行われております。流域で生活する3万人ほどの生活雑排水とこれらの農薬は水源にまで流れていき、水道水の原水となります。

2番目として、塩素による消毒により生成されるトリハロメタンです。

これらの農薬やトリハロメタンも水道法では人が生涯にわたって連続的に摂取しても健康に影響が生じない基準を元として設定されています。水道法では安全だと言っておりますが、素直に信じる事が出来ません。なぜなのでしょう。周りを見ていると、がんにかかって治療をしている人が多くいるように見受けられます。つい最近でも同僚議員が3名、相次いで亡くなっています。本当に悲しいことであり、寂しい限りです。

町民の命と健康を守ることは、町政においても一番大切なことの一つではないでしょうか。安心安全な水の供給について町の考えをお伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

最初に、町の水道の原水となる黒部川の水質についてですが、先程申しましたとおり千葉県で実施しています利根川の試験導水などにより、改善が見られます。

また、農薬類81項目について、黒部川笹川取水口の原水の検査を東総広域水道企業団で実施しており、目標値を全てクリアしております。

続きまして、水道のトリハロメタンによるがんへの影響についてですが、水質基準は体重50 kilogramsの成人が一日2リットルのお水を生涯にわたり飲み続けても健康への悪影響がないと推定される許容濃度で定められています。このため、水道水によるがんの影響はないと考えております。

これからも町では水道法に基づき、安心安全な水の供給に努めてまいります。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

平成13年度、黒部川のBOD値はリッター5.3ミリグラムと高い数値となっており、本来ならば原水としては適さない値です。これを原水として使用するには、多量の塩素が必要となり、トリハロメタン値が上昇します。BOD値を下げるため、利根川本流の水を黒部川へ導水し、取水口でのBOD値を調整しております。水道水としては辛うじて及第点はつけていますが、先行きが心配になります。河川の下流域における水道の取水については、いろいろなリスクがあります。安心安全な水道水の供給のため、最大限の努力をお願いします。

水道管路の更新には、平成30年時点では75億円の費用と40年もの長い年月を要するとのことでした。これだけの多額な費用を要する水道事業を円滑に進めるためには、一般会計からの繰出金の増額や水道料金の値上げ等も検討されているということですが、利用者がある水道事業です。水道法の第1条にもあるとおり、清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するとあります。水道水の安全性と安定供給を確保するため、水道施設の維持管理、その重要性は益々大きくなります。

水道事業の運営にあたっては、SDGs、持続可能な開発目標に向かって取り組

んでいただきたいと思います。

以上で一般質問を終わりますが、最後に要望事項を1点、申し上げます。

要望。利用者あつての水道です。低廉で安心安全な水道水の供給をお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

続きまして、2番、柳堀忠君。

2番（柳堀 忠君）

2番、柳堀です。よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従ひまして質問させていただきます。

まずは一括質問をさせていただき、その後、自席で一問一答とさせていただきます。

旧小学校跡地利活用の在り方について伺ひます。

質問要旨。

一つ、学校跡地利活用の現状について町の認識を伺ひます。

二つ、更なる利活用として付加価値を高める取組について伺ひます。

まず、一つ目の質問をさせていただきます。

学校跡地の利活用の現状について伺ひます。

町は、令和2年4月1日、町内5校の小学校を1校に統合し、東庄小学校を開校しました。それぞれの小学校においては、長い歴史の中において地域と学校が一体となり、様々な教育環境を整えてきました。それは旧小学校区を拠点として子供たちを育み育て、地域のより所としての支えでもあったと思います。

時代の流れはそれを許さず、新たな教育環境を創り上げるため、現在の東庄小学校があると考えます。これからも町民みんなで学校教育を支え、未来の東庄町を築く子供たちを育てる環境づくりが必要であると思います。

ここで、旧小学校の跡地利活用について確認しておきたいと思ひます。

統合により廃校となった旧小学校を利活用すべく令和元年6月、石出小学校、令和2年8月、神代小学校、令和4年6月、東城小学校が選定審査委員会により利活用事業者が選定されました。

旧橋小学校跡地利用については、いまだ具体的な方向性が示されていないようです。

直近で選定された旧東城小学校跡地を利用する事業者はドローン教習所等を事業内容としており、地域住民への説明会などを開催しながら事業化へ向けているとしております。

旧神代小学校跡地を利用する事業者は介護サービス等を提供する事業者であり、在宅型有料老人ホーム、神代の森として運営しており、ホームページには小学校跡地を利用したどこか懐かしい施設と記されています。跡地利用の施設にこのようなコピーが使われ、ちょっとうれしく感じるのは私だけではないのかなと思っております。

さて、これまでの二つの跡地利用事業内容は、言わばビジネスモデルとして認知されているかと思いますが、旧石出小学校跡地を利用する事業内容は、選考時の提案内容には「学び×創造×情報発信する施設運営」とあります。新たな東庄町の情報発信基地となり得る可能性を感じますが、個人的には若干抽象的かと感じております。

そこで、町としてどのように認識しているか伺います。併せて旧橋小学校跡地利用についても伺いたいと思います。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

付加価値を高める取組について伺います。

今年8月10日の日経新聞を含む大手新聞に1都3県初の人口減がニュースになっていました。総務省が今年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査で、この都市部で前年を下回ったのは1975年の調査依頼初めてのことと報じています。

この報道では、地方移住が伸び悩んでいるか、としています。新型コロナウイルス禍で東京離れも起きつつあるとも伝えてあります。今後も移住のニーズは続くと思われ、移住を増やす好機と捉える自治体もあると聞いています。

そこで、町として人口減少が続く中、旧小学校跡地利活用を過疎対策としても取り組む中、先程申しましたように二つの事業内容については、いわゆるビジネスモデルとして認知されており、効果はある程度予測は出来るかと思いますが、もう一つの旧石出小学校跡地利活用の「一般社団法人オンラア未来会議」について伺います。

本事業は、運営開始から3年目となっております。ホームページ、またはその代表者より伺うところでは、跡地を利用した地域コミュニティーを形成する場として運営しているとのこと。人が集まり、町の活性化につながる事業内容と考えております。

このことにより跡地利用を更に付加価値をつけて活用出来ればと考えます。

そこで伺います。町はこの事業活動にどのように関わっていくのか。そして更に付加価値を高める跡地利用が出来ればと思うが、町の考えを伺いたいと思います。

これからは自席にて一問一答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、質問事項1、旧小学校跡地利活用の在り方について、ご質問のありました事項の質問要旨1、利活用の現状について、事業内容の把握について、私からお答えいたします。

旧石出小学校は、令和2年7月1日、貸付契約を一般社団法人オンラア未来会議には、地元の住民、卒業生が町のために夢を持って学校を活用するという事業提案、町といたしましても町おこしの拠点となることを託し、活動していただいております。旧神代小学校については令和3年3月30日、貸付契約の株式会社プリーズが、令和4年2月より有料老人ホームとしての入居を開始しています。全国の数ある廃校利用の中でも新しい利活用だと思っています。

また、旧東城小学校につきましては、この9月議会におきまして、一般社団法人国際ドローン協会への無償貸付けについてご審議いただく運びとなりました。ドローンという技術が今後の町の新しい顔となり、地域活性化につながると考えております。

ご質問のありました旧橘小学校につきましては、以前より立地や利便性の面から地域振興に寄与する施設、あるいは地域貢献いただける事業者を誘致したいと申し上げてまいりましたが、現在まで公募は行わず、有力な企業に交渉を行ってまいりました。廃校4校のうち3校が決まろうとしている今、残り1校となりましたが、これからも町単独ではなく、企業の力を借りた形で住民にとって地域振興に寄与する施設とは何かを一番に考えてまいります。

続きまして、質問要旨2、更なる利活用について、付加価値を高める取組について、お答えいたします。

ご質問のありました一般社団法人オンラア未来会議の日頃の活動につきましては、契約期間におきまして団体の活動に委ねておるところですが、町の関わりといたしましては、この2年間で事業補助を行っております。昨年度は国の地方創生テレワーク推進交付金を活用し、サテライトオフィス等を整備し、地域外から新しい人の流れを創出する事業に取り組んでおります。

また、この補助金につきましては、交付対象事業終了後の取組が定められており、オンラア未来会議におきましては、令和4年度以降も通常の施設運営の他、施設利用に関する集客プロモーション活動、事業者の事業拡大、販路拡大を目的としたイベントの開催、創業だけでなく、移住の相談窓口対応を一体として行い、相談しやすい環境を整える、移住促進に向けて空き家改修、独居老人宅へのホームステイ制度等の確立を進めることを事業計画とされておりますので、町としましても取組計画を注視してまいります。

この事業の付加価値を高めていくことについては、このことにより町民が自律的に地域の課題を掘り起こし、解決して、自分の町は自分で創る、そして世代をつなぐ、そのような人材が育ってくれるよう、町といたしましても可能な限り協力してまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

2番、柳堀忠君。

2番（柳堀 忠君）

ご答弁、ありがとうございます。続けて質問させていただきます。

町は様々な事業計画が立てられていることを注視していくとの答弁でしたが、その注視していく具体的な方法、そして町民と町と事業者とで事業内容の共有化、併せて情報の共有化も必要と考えるが、これについて町の考えを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

お答えします。事業計画は、地方創生テレワーク推進交付金に限らず、それぞれの補助事業や、強いては貸付けに際しても提出されています。ただ、コロナの影響もあり、順調とは言えないようにですが、事業計画に則って進んでいるかを確認するため、必要な書類の提出を求めたりいたします。

また、情報の共有化という点では、町としましても、町民と事業者との情報をつなぐ役割を果たすことが必要と考えております。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

2番、柳堀忠君。

2番（柳堀 忠君）

続けて質問させていただきます。

町として事業を進めるにあたり、適切に関わっていくことを今のご答弁で確認させていただきました。そして、その結果も周知していただくことも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

改めて、町の資産を利活用するにあたり、町と事業者がウィン・ウィンの関係で対応出来ることを望みます。そして、この旧小学校跡地利活用の3事業に対しては、町より補助金等の支出があればそれぞれの目的、どのような事業なのか、業務なのか、そしてその金額をお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

まず、旧神代小学校利活用の株式会社プリーズについて、介護施設等整備事業のため、1,400万円が令和3年度、町より交付しておりますが、こちらは全額県の交付金となります。

次に、旧石出小学校のオンラア未来会議の関係ですが、令和2年度に東庄町創業支援事業補助金としてオンラア未来会議に63万4,000円、同じ柳堀裕太氏が代表でありますきたいクリエーション株式会社に44万1,000円、交付してございます。こちらは全額町の補助金です。

そして、今回の地方創生テレワーク推進交付金では、オンラア未来会議にサテライトオフィス等開設支援事業補助金3,255万円を支出してございます。

また、きたいクリエイション株式会社には地方創生テレワーク推進交付金のプロジェクト推進事業としてプロモーションに1,000万円の委託事業を行っております。

こちらの二つを合わせた4,255万円の半分、2,127万5,000円が地方創生テレワーク推進交付金として国より交付を受けております。

その他、農林水産省、農泊推進室の事業補助事業、農山漁村振興交付金、農泊推進事業を活用し、令和2年度と3年度、合計で1,030万円を、こちらはオンラ未来会議が直接補助金を受けております。

その他、貸付けに関する経費といたしましては、旧神代小学校につきまして、閉校前より建物への指摘のありました校舎外壁改修工事に2,821万5,000円の支出をしておりますが、こちらは県の空き公共施設整備事業補助金を1,410万7,000円、2分の1補助で充ててございます。その他、貸付けに際し水道工事なども行いました。旧石出小学校につきましても、貸付け後、校庭排水ポンプなどの維持関係の工事につきまして、それぞれ金額を分担して行っております。現在、国際ドローン協会への補助事業並びに旧東城小学校への支出は予定されておられません。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

2番、柳堀忠君。

2番（柳堀 忠君）

ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

様々な補助金が繰入れされて活動されているようでございます。しかし、補助金等々、全て税金でございますので、今後しっかり対応していただけることを町としても一緒に進められるよう、お願いしたいと思います。

この後は要望になりますけれども、先日、旧石出小学校区の3区の区長様と代理者様と、この一般社団法人オンラ未来会議の代表者との意見交換の場を設けました。石出小学校の学校跡地で様々なイベントなど、企画運営しているんですけれども、なかなか地域とのつながりが作りにくい中であって、行ってみたいと思いながらも足を運べなかった地域の方々もいらっしゃるということで、今後は区長様等々に声かけ等をしていただくことにより、これは地域の回覧板を使って旧石出小学校、

未来会議でこういうイベントをまずはやるよということをお知らせしていただくようなことを区長から発信してということをお願いしてございます。

改めて町と事業者は、その事業内容等を含め、情報共有して、オンラア未来会議の提案であります、目標であります「学び×創造×情報発信する施設運営」の事業展開を進め、関係者全員が利活用出来るよう環境づくりに努め、そして過疎対策に向けて取り組んでいければと考えております。

この件については、今後も注視していくことをお伝えし、質問を終わりとさせていただきます。

ご丁寧な答弁、ありがとうございました。よろしく申し上げます。

議長（宮澤 健君）

以上で、柳堀忠君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は14時55分からとします。

（午後 2時42分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番、鈴木正昭君。

11番（鈴木正昭君）

ただいま議長の許可をいただきました11番、鈴木正昭でございます。

令和に入り、コロナクラスターが発生7波に及び連日陽性者が続出し、終息の見通しはつきません。

順調に予防接種も進んでいるようですが、一刻も早く収まり、平穏で安心して生活出来る日を願うばかりでございます。

さて、私の質問事項は、町長に所見を伺うことでございます。

一問一答方式でお願いします。では、よろしく申し上げます。

質問要旨1、来期に向けての決意を伺います。

県の町村会長として、更には国の町村副会長として、長きにわたり国・県との太いパイプを持ち続け、ご活躍され、安心して住んで住みよいまちづくりを目指し、町の総合計画に沿って小学校の統廃合から給食センターの建設、給食費の無償化等、

数多くの政策を他町に先駆けて実施してまいりました。その施策に対しまして、町民共々、敬意と感謝を表しているところでございます。

そこで、現在7期目ですが、来期に向けての思いを伺います。

次に、質問要旨2は、現行の施策と今後の展開を伺いたいと思います。

東庄町も少子高齢化、過疎化が進み、高齢化率39.2%、年齢別ではすり鉢型、言うなれば逆ピラミッド型になってまいりました。

私は、若い世代が働きやすく、安心して子育て生活が出来るよう、戦後の高度経済成長を支えてきた現在の高齢者が元気で再び若い世代をサポートすることが大事ではなかろうかと考えています。

ささいなことでも支える喜び、支えられて思う感謝の気持ちが相まって、若い世代が生活しやすいコミュニティが生まれるものと思います。そのためには、高齢弱者に対する、一層のバリアフリー化を進める必要があるかと思えます。

これらの少子高齢化、過疎化等の問題を含め、現行の施策と今後の展開について町長の思いを伺いたいと思います。

2回目の質問については自席にてさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（宮澤 健君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、鈴木正昭議員のご質問にお答えをいたします。

振り返りますと、私は平成7年1月に東庄町長に就任し、現在7期、28年目を迎えております。町議会議員の15年を加えますと43年間、東庄町の町政に携わってまいりました。おかげさまで議員各位をはじめとする多くの人々のお力をいただきながら今日まで町長として職務を務めてまいりました。大変ありがたく思っております。

最近では、町長職に加え、全国の町村会を代表する立場で国に対し意見を述べる機会も与えられ、また増えてまいりました。国の各省庁幹部や各都道府県を代表する町村長との交流は、私にとってかけがえのない勉強の場となっております。これからも一緒に仕事が出来るといことがどれほどありがたいということが分かるかと思えます。誠にありがたく感ずるところであります。

私は、多少なりとも積み上げた経験と深い感謝の気持ちを今後の町政でお返しし

ていきたいと思えます。そして現行の施策と今後の展望についてということでご質問でございますけれども、私の1期目、町長就任4日前に阪神・淡路大震災が発生をいたしました。多くの貴い命が奪われ、私はどうしたら町民の命を守ることが出来るか日々考えておりました。町民の命を守る、私に課せられた大きな使命の一つであると心に刻み、そして私にとって課せられた大きな使命の一つであると考えて今までやってまいりました。

防災対策については、消防団や自治会、そして防災ボランティア等と連携をいたしました。防災意識の高揚、そして防災力の強化を図ると共に、台風や集中豪雨による風水害、そして土砂災害、火災から町民の命を守るために関係機関との連携を強化し、そして災害防止に努めてまいったわけであります。

人口減少により、地域のコミュニティーが希薄になっている中で、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるように地域住民と関係機関が連携をし、地域全体で見守り、支え合っていくために、東庄町見守りネットワークを構築し、風水害や地震、そして自然災害が発生した時、独り暮らしの高齢者、身体の不自由な方の避難誘導や救出がスムーズに行われるよう、関係機関の体制強化に努めてまいったわけであります。

それが今まで一番功を奏したのが、やはり大きな台風の災害でありますとか、集中豪雨の時でありました。台風、集中豪雨、そしてまた土砂災害の危険に遭遇した時、いかに早く避難をしてもらうか、そして私は躊躇なく誘導、そして勧告をはじめ、必要な措置を取ってきたわけであります。今後も地域の安心安全につながるよう努めてまいりたいと考えてきたところでもあります。

次に、議員のご質問にありました少子高齢化、過疎化の問題でございますけれども、ご承知のとおり平成29年に国から過疎地域の指定を受けたところでもあります。かつて東庄町は鹿島臨海工業地帯へ企業が進出をし、住宅団地が形成されたことから、大きく人口が増加をいたしました。やがてコンピューター制御による機械化の進展が工業、農業、そして様々な分野で人力に代わって、人口減少のそしてまた大きな要因の一つとなったわけであります。

かつての人口を一気に取り戻す手だてはありません。今、東庄町に住む人たちをいかに大事にしていくかということがこの町の誇りと満足感を与えるものだと考えております。そしてまた、それに向かって町政を進めているところでございます。

コンピューター化が進み、そしてA Iが人間社会での大きな役割を果たす時代がありますが、人と人との支えが非常に大事な時期に入ってきました。そして時代に入ったわけであります。高齢化社会の急激な進展と地方の人口減少が進む中で、本町においては小さな町だからこそ出来るきめ細かい施策を展開し、町民一人一人をいかに大事にするかを基軸として、各種施策に取り組んでいるところでございます。

これまで保健、医療、福祉の一体的な取組、また町民の皆さんに元気でいてもらうために予防接種や健康診断の無償化を徹底的に進めてきたわけであります。こうした地道な取組が、令和2年度の国保被保険者1人当たりの医療費が、千葉県内54市町村で最も低い町となりました。また、特定健診の受診率も高い数値を示しております。健康に対する意識も高まっているものと思います。今後も病気にならない、病人を作らない、そういう施策を更に進める必要があるかと思っております。

また、議員がおっしゃるように本町は高齢化率が進行しております。介護の担い手不足の問題が増加する懸念があります。今後は高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、行政、そしてまた関係機関、地域が緊密に連携して、この地域を構築していかなければならない。そしてまた、地域包括ケアシステムの確立、高齢者自身がシニアクラブ、そしてまたサロン活動などで生活の質の向上のために活動することへの支援を行うなど、高齢者を取り巻く地域ネットワーク作りに邁進することで、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備についても進めていかなければならないと思っております。

更に今後の重点政策として、公共交通ネットワークの構築がございまして。本町では鉄道その他、タクシー、外出支援バス等の公共交通が整備をされていますが、それぞれの運行頻度は多くなく、高齢者等の交通弱者にとっては自由に外出することが非常に難しい状況となっております。特に高齢化の進行による免許返納者の増加など、今後、想定される地域住民の移動手段の確保対策として、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通網の再構築は喫緊の課題であります。利便性の高い公共交通網の再構築を検討し、住民ニーズに応じた効率的な、そしてまた効果的な地域公共交通を形成し、住民が今後も住み続けたいと思えるまちづくりを目指して仕事を続けたいと考えております。

次に、教育の充実でありますけれども、近年、子供たちや地域社会の環境が大き

く変わってまいりました。学校に求められる役割も大きく変わっております。令和元年度にこじゅりんこども園が開園をし、そして令和2年度に五つの小学校が統合し、東庄小学校が開校いたしました。特に小学校においては、今年度で3年目を迎えますが、開校したにもかかわらず、コロナ禍の影響で様々な行事が中止となり、そしてまた縮小に追い込まれ、地域の方々の協力を得る機会が非常に少なくなりました。子供たちには、今の社会に必要な知識を教えることはもちろんでありますけれども、将来を見据えた、そして確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育体制と環境の整備が大切であります。そして必要であります。

また、地域社会との連携を強めながら、子供たちの健全育成を図るための事業の推進が非常に重要なものであると考えております。

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えるためにも、新たな仕組みを構築してまいりたいと、そのように考えております。

今、申し上げてきたところが一連の私の思いであります。これまで町民と一緒に目線で町を作っていこうと頑張れるところは何でも頑張っていこうと、そういう姿勢で行政を進めてまいりました。みんなで協力をすれば小さな町でも出来ないことはないというのが今でも持ち続けている私の考え方です。

町の主役は町民であります。私はこの思いで町民のために今後とも全力を尽くしてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

議長（宮澤 健君）

11番、鈴木正昭君。

11番（鈴木正昭君）

非常に力強い町長の決意のほどを拝聴しました。誠にありがとうございました。今後も引き続き健康に留意され、町政を背負っていただきたいと思うところであります。

町長の答弁内容で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域包括システムの確立、高齢者自身がシニアクラブやサロン活動など、生活の質の向上のための活動に支援を惜しまないと私は理解しました。私も担当部署に通い、また町長にも相談しながら一生懸命頑張っていきたいと考えております。

現行の施策の中で、高齢者の生活も現実年金の2%カット、保険料の働く人が2

割負担、そして物価の2.5%の上昇、老化による高齢者の福祉器具の負担増となつてきております。

自助共助で健康体を維持し、若い世代を支えるために健康づくりのためのトレーニング施設、あるいは器具等の設備投資等についても要望いたしまして、簡単ではございますが、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮澤 健君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ありがとうございました。鈴木議員のご質問の中で、最後に私に問う質問がありました。改めて申し上げたいと思います。

町は今、先程申し上げました人口減少、少子化高齢化への対応、地域の活性化の教育の充実など、取り組む課題が山積をしております。私は気力も体力も充実しております。もし町民の皆様方のご理解と議会の皆様方の理解をいただけるならば、この年度末、町長選挙に出馬をし、再度東庄町民のために全力で仕事してまいりたいということをお誓い申し上げ、このように思っております。町長選挙に出馬をしたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮澤 健君）

以上で、鈴木正昭君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。

7番、花香孝彦君。

7番（花香孝彦君）

7番、花香孝彦です。

質問事項、人口減少問題の追加施策。

質問要旨、減少原因と定住・移住対策の実施。

1、急激な人口減少の原因は。2、出生数35人、出生率0.81、婚姻数28組の減少原因は。3、総合戦略で掲げる生産年齢人口が減少している原因は。4、新築住宅補助金・固定資産税の減免・第3子祝金の早期検討を求める。5、空き家バンク・空き地バンクの活用や利用の促進。6、定住・移住対策の早急な実施。

質問方式は、全で一問一答方式で行います。

1、急激な人口減少の原因についてです。

今まで人口減少問題について一般質問をした結果、今年度から結婚新生活支援金、都市部からの移住支援補助金が始まり、これからの成果に大きな期待をいたしております。

また、令和2年国勢調査の結果が公表され、その内容は、東庄町の人口は1万3,228人、増減数マイナス924人、増減率マイナス6.53%、5年で割りますと年間185人減少、1.3%減少率となり、大きな変化はなく順調に推移していると思っております。

しかし、令和4年、今年の4月1日の人口が、昨年と比べ1年間で約300人、2.2%の減少率、目標の150人減少ペースと比べ、昨年1年間で2年分も減少しました。

参考資料を配布しておりますので併せてご覧ください。

減少数は、住民基本台帳ベースの過去10年のデータでもここまで多く減少したことはなく、令和元年度は218人減少、令和2年度は173人減少、令和3年度は293人減少となっており、目標ラインに届いていない状況が続いております。

令和3年度からの目標ラインは150人、これは東庄町の人口目標、人口ビジョンの推計パターン3により、5年後の令和7年の目標人口と令和2年の国勢調査の人口を比べ5年間の差、約740人の減少目標となりますので、5年で割りますとおおよそ150人となり、目標ラインを150人に表示いたしております。

今回、約300人減少しておりますので、5年後の目標の740人から300人をマイナスしますと、あと残り4年で約400人、年間の減少ペースを約100人までと修正しなければ令和7年の目標どおりにはなりません。

また、減少数を例年どおりの減少数とした場合には、今のままでは令和7年の人口は1万2,000人となり、今回の約300人の減少は多いと考えます。

対策に間違いがあるのか早急にチェックし、他の対策を実施しなければなりません。

このような理由により、1年間で300人も減少していることが緊急を要すると考え、早急な追加対策が必要と考えます。1年間で300人も減少した原因は何かを質問させていただきます。

なお、次の質問からは自席にて質問させていただきます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、質問事項1、人口減少問題の追加施策について、質問要旨1、減少原因と定住・移住対策の実施、①急激な人口減少の原因、1年間で300人も減少した原因は何かとの問いについて、人口統計からお答えいたします。

議員がおっしゃるように住民基本台帳の令和3年4月1日の人口1万3,580人が令和4年4月1日の人口1万3,287人であることから、約300人の減少であります。この1年間の人口移動について分析して前年度と対比してみますと、出生数が49人はほぼ横ばいです。死亡者数は240人で4人増えております。しかし、この自然減と言われる人数は191人であり、決して少ない人数ではありません。

また、転入者数284人に対し、転出者数が386人ですので、ここでも102人の減少がおきました。合計しますと293人の減少となっております。転出につきましては、前年度より77人多く、転入につきましては47人少なくなっております。コロナの影響で令和2年度は外国人の移動が制限されておりましたが、令和3年度は出国による転出が増えたことも原因の一つです。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

7番、花香孝彦君。

7番（花香孝彦君）

対策が遅れば遅れるほど、人口を回復させることが難しくなります。問題を把握した時点で、目標と検証を確実に進め、目標に向けて人口の減少を緩やかにするように追加の施策を考えていただきたいと思います。

次に、②出生数・出生率・婚姻数の減少原因についてです。

令和3年のデータは公表がなく、数値は令和2年の千葉県のデータとなっております。

令和2年の県のデータ、出生数は35人、合計特殊出生率0.81、婚姻数も28組と非常に少なくなっております。

出生率については、参考資料のグラフをご覧ください。

令和2年の東庄町の出生率は、平成10年からの推移を見ても分かるとおおり、今までの中でも一番低く、千葉県内の市町村の中でも下から2番目と低くなっており、東庄町だけコロナの影響があったとは言い切れず、大きく減少しております。

東庄町では大きく減少していることについて、実施出来ていない施策や代替で実施している施策、例えば婚活や他の中止したイベントの代替施策、数値が低くなってしまった分を取り戻すため、更なる追加施策が必要と思ひ、出生数、出生率、婚姻数が低い原因及び対する施策など、追加の対策を伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

議員がおっしゃるように令和2年の出生数ですが、1月から3月までが7人で、4月から12月までが30人ほどですので、37人となりますが、令和3年1月から3月までは18人産まれております。令和2年度としましては48人となり、緩やかな減少であります。しかし、出産可能な15歳から49歳までの女性が産む子供の数の平均値を合計特殊出生率といいますが、最新の数値が令和2年の東庄町は0.81であり、全国平均の1.33、千葉県の平均1.27から大きく下回っております。

出生数、出生率、婚姻数が低い原因についてですが、全国的に見ましても減少が続いており、その主な原因の一つとされておりますのが、戦後第一次ベビーブームがあり、その方たちの子供である第二次ベビーブームが1970年代前半にありました。しかし、第三次ベビーブームが起きなかったことによるものとされております。現状、晩婚化や晩産化が進行していること、母となり得る女性の減少が問題視されております。本町における少子化の原因もそこにあるとも思われます。

先程申し上げた令和4年4月1日の人口1万3,287人のうち、二十代、三十代と言われる女性の人口が925人です。また、男性の人数は1,266人で、上の年代と比較しますと、やはり若干少なくなっておりますが、女性については六十代と比べますと、二十代、三十代共に半分以下の人数となっております。そのため、出生率につきましても大きく減少となっている状況であります。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、続いて、出生数・出生率が低い原因に対する追加の対策についてお答えいたします。

議員がおっしゃられるように令和2年の出生数が少なくなっていることは事実であります。そのようなことから、東庄町では令和3年度から子育て応援祝金として出産祝金10万円、小学校入学祝金5万円、中学校入学祝金5万円を支給しております。これは令和2年度の出生者数が減少傾向であったことから予算化したものでございます。

今後、財政状況にもよりますが、継続していきたいと考えております。

また、出生数を増やすためには、子育てしやすい環境が必要となります。働きながら子育てが出来ることや、教育にお金がかからないことなどが、子供をもつ場合の条件とされています。このようなことを踏まえ、今後もどのような支援が子供をもちたい家庭に必要なか、議員の皆様のお知恵をいただきながら、関係各所と連携し、検討してまいりたいと思います。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

7番、花香孝彦君。

7番（花香孝彦君）

今回の出生率の大きなマイナス分を補うためにも、婚活などのイベントが実施出来なかった分、また代替案の効果が低いのであれば、経済的な支援を追加での検討を考えていただきたいと思います。

次に③総合戦略で掲げる生産年齢人口の減少について。参考資料は2ページ目の緑色の部分が生産年齢人口です。

生産年齢人口15歳から64歳までの人口について、令和2年の国勢調査の結果から、生産年齢人口は6,773人となりました。これは人口ビジョンの幾つかの推計パターンの中でも一番人口が減少する推計値となっており、この人数は日本創生会議の推計の将来人口であり、人口ビジョンの推計パターン3の目標値と比べましても約200人少なく、転出者が戻ってくる人口が目標に達していないのではと考えます。

10年間の生産年齢人口の減少数は約2,400人減少となり、人口全体の10年間の減少数2,000人ペースを超える減少数となっています。

総合戦略の基本目標2、新しい人の流れの創出、数値目標、二十代、三十代の人口減少の縮小、第2期年間減少数の縮小を目指すとありますが、質問として、現状の二十代、三十代の人口はどのような状況なのか。また、数値目標としている縮小人数について伺います。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

先程、二十代、三十代の人口について推移するところとしてお話しさせていただきましたが、ただいまご質問のありました令和2年3月に制定しました第2期総合戦略では、平成28年3月の東庄町人口ビジョンを採用しております。令和2年の予想人口は1万3,331人でしたが、国勢調査人口が1万3,228人と100人ほど、早いスピードで減少しております。その中でも生産年齢人口の15歳から64歳までの人口は、議員がおっしゃるように200人ほど少なく、転出者の増加によるものです。

総合戦略の中では、新しい人の流れの創出他三つの基本目標を定め、人口減少対策に取り組むこととしており、パターン3では転出者が若者を中心に5年で戻ってくることを想定しております。人口ビジョンは長期にわたるものではありませんが、令和7年の次の総合戦略では、大幅な修正が必要になるかと思えます。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

7番、花香孝彦君。

7番（花香孝彦君）

国勢調査の生産年齢人口の数値から分かるように、転出者が戻ってくるような早急な施策や支援をお願いいたします。

次に、④住宅補助金や固定資産税の減免についてです。

以前、一般質問した際には、子供たちの少ない特定の地域に対して新規住宅購入の補助金をと提案したことがありましたが、町の人口も減り、出生率も低く、転入者も少なく、地域を限定した対策では、大きな改善は難しいのではないのかと考え、

町全体に新規住宅購入の補助を考えていただきたいと再提案したいと思います。

近隣の旭市や神栖市では、住宅補助金や固定資産税の減免などがあり、移住者を呼び込む施策が成功しているように感じています。その結果、出生率も高くなっていると考えています。

東庄町でも、過疎指定を受けていることから、固定資産税の減免がありますが、更に減免をしていただきたいと考え、質問として、神栖市、旭市で実施している新築住宅補助金、固定資産税の減免はどのような内容か。更に、固定資産税の追加での減免は可能か伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、固定資産税の減免についてお答えいたします。

現在、国が地方税法で定めた固定資産税の減免制度としまして、新築された住宅で一定の要件を満たすものに対し税額が2分の1となり、普通住宅の場合ですと3年間、長期優良住宅の場合ですと5年間の軽減を行っております。

神栖市では、これに加えて独自の減額の制度がありまして、一定の要件を満たす場合ですけれども、5年間、更に2分の1の減免を行っているものです。

例といたしますと、普通住宅の場合は1年目から3年目までが全額減額となり、4年目と5年目が2分の1の減額となります。

次に、固定資産税の追加の減免は可能かとのご質問でありますけれども、地方税は町の財源の根幹でございますので、最も重要なものと考えております。また、地方税は町の普通交付税の算定基礎となっており、独自で減免を行う場合には交付税で補填されないなど、交付税の交付額にマイナスの影響を与えます。

これらのことから町独自の減免を行うことは難しいものと考えております。

次に、新築住宅補助金についてですけれども、こちらにつきましては、まちづくり課の所管とは思いますが、私の方からお答えさせていただきます。

まず、神栖市では、かみす子育て住まい給付金というもので、住宅の取得者、もしくは配偶者が45歳未満であり、高校生以下の子供や、親と同居するなどの要件を満たす場合、住宅の取得費の一部として最大100万円を助成しております。

次に、旭市では、市外から転入し、新築、または中古住宅を取得した人に最大1

50万円の奨励金を交付する旭市定住促進奨励金が、また、市内に住む39歳以下の方が定住する意思を持って市内の事業者から新築住宅を取得した場合に、最大100万円の奨励金を交付しております。

当町の定住支援といたしましては、新築リフォーム等の費用を20万円補助する三世代ファミリー定住支援事業を行っております。若い世代を対象とした住宅等の補助事業につきましては、今後の町の定住・移住支援事業と併せて検討する必要があると考えております。

私からは以上となります。

議長（宮澤 健君）

7番、花香孝彦君。

7番（花香孝彦君）

続きまして、同じ町である多古町についてですが、先月、8月19日に多古町にて香取郡市町議会議員研修大会が開催されました。その時に配布されたファイルに、多古町は住みたい田舎ランキング、子育て世代が住みたい田舎部門にて全国第8位、千葉県第1位ということでありました。

東庄町と比べても子供たちへの支援は給食費や医療費の無償化など、内容に違いはないようですが、東庄町との大きな違いは、多古町では第3子に100万円の祝金があり、住宅取得奨励金、新規20万円や中古10万円などがあります。どちらも年間20件ぐらいの実績であり、東庄町でも実施出来ない規模ではないと考えます。

多古町で実施している第3子祝金、東庄町でも実施していただけるか伺います。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、多古町で実施している第3子100万円の補助金、第3子祝金を東庄町でも実施出来るかについてお答えいたします。

多古町で実施している第3子以降の児童への祝金100万円は、総額となっております。出産祝金が出生時に住民登録がある第3子以降の児童に対して30万円、小学校入学祝金は出産祝金が支給された児童に対し20万円、中学校入学祝金は小学校入学祝金が支給された児童に20万円、中学校卒業祝金は中学校入学祝金が支

給された児童に30万円が支給され、出産祝金が支給されなかった出生後に転入された方は対象となっておらず、更に転入後、3年以上住民登録がないと支給されないということになっております。

先程も答弁しましたように、東庄町では令和3年度から子育て応援祝金を支給しております。支給要件は、出生や入学時に住民登録がある児童であれば原則支給されますので、子供が生まれた時には町外に住んでいた方でも小学校入学時に転入された場合は入学祝金の対象となり、更に第3子に限定した祝金でもございません。幅広く祝い金を支給することにより、より多くの子育て家庭に東庄町で子育てをしていただきたいと考え、祝金を実施しているところであり、第3子に限定した祝金を今のところ実施する予定はございません。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

7番、花香孝彦君。

7番（花香孝彦君）

東庄町でも特色ある支援をし、また定住につながる経済的な支援を更なる対策としてお願いいたします。

次に、⑤空き家バンク・空き地バンクについてです。

定住者や移住者に対し、経済的な支援を整えても、新しく家を建てる土地が限られている問題が生じております。

質問として、現在、空き地バンクの利用状況を伺います。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

空き地バンクについてお答えいたします。

現在、4件の物件が登録されております。立地条件や面積など、不動産屋さんでは取り扱いづらい物件となっております。しかし、住宅を建てたい方が土地を探しているのはよく耳にします。町の空き家・空き地バンクでは、仲介は出来ませんが、建売等を行う業者に情報提供をしていきたいと考えております。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

7番、花香孝彦君。

7番（花香孝彦君）

既に家を建てられる状態の土地について、空き地バンクに登録していただき、また、1件でも多く登録していただけるように促進していただき、またより多くの方へ周知していただけるように工夫をお願いしたいと思います。

次の質問といたしまして、空き家バンクの周知について、どのような方法で周知していますか。

また、今後の空き家バンクを更に利用しやすくする方法などありましたら、教えてください。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

空き家バンクについてお答えします。

現在、2件の物件が登録されておりますが、今までに10件の登録物件で8件のご利用をいただいております、15の方が物件紹介を待っております。

周知については、空き地バンク同様、固定資産税の納付通知書へチラシの同封やホームページでのご紹介などを行い、定期的に広報紙に物件登録を依頼することを掲載しております。

また、今年度より空き家の家具の撤去費に5万円を上限に補助し、空き家・空き地バンク仲介手数料の補助に5万円を上限に支給することとし、利用の促進に努めております。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

7番、花香孝彦君。

7番（花香孝彦君）

既に誰も住んでいない家屋や住まいとして利用出来ていないような危険な状態となってしまう家屋について、更地にした場合の固定資産税を減免などすることで、他の方へ早期に売却、また耕作放棄地なども活用出来るのであれば、土地が循環する方法も併せて考えていただきたいと思います。

最後に、⑥人口ビジョンの目標どおり進んでいない以上、東庄町全体で定住者・

移住者も含めて、子育て世代を支援していかなければ数値化されている問題を早期に発見し、早急に対策していかなければ十数年後には1万人以下の町になってしまいます。

コロナ禍の支援や経済を回すための支援を兼ねて、期間を限定して支援しても良いと考えます。

最後の質問として、人口減少をより緩やかにするため、U I J ターンを目標とした施策、イベントなどありましたが、コロナ禍で実施出来なかった分の代替施策を踏まえ、定住・移住対策の早急な実施を検討していただけるかを伺い、質問を終わらせていただきます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

人口減少をより緩やかにするため、昨年からはじめました子育てへの支援策や今年度から新たな支援策をまずは検証しながら進めてまいります。

また、U I J ターンプロジェクトとして、今年1月号の広報紙より町の現在の取組をお伝えしております。町で活躍し、暮らしたい若者や子育てしたいという人に、働く、住む、育むの3視点で支援を広報し、町民全体には一人一人が人口減少を自分事と考えて、いかに町の人口が増えるかを考えることが大切ですと記事をお願いをしております。

また、若い方や町外の方には情報が届きづらいため、10月よりリニューアルするホームページでも広報してまいります。

議員がおっしゃるようにU I J ターンのイベントとして、今回、ポーク&ビア夏祭りは開催することが出来ませんでした。来年度の開催に向けてU I J ターンの意識を高めていくことが必要と考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

以上で、花香孝彦君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は15時55分からとします。

（午後 3時45分 休憩）

（午後 3時55分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、発議第1号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

それでは、ただ今議題となりました発議第1号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについての提案理由とその内容につきまして、ご説明申し上げます。

これは、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、東庄町議会会議規則の一部を改正するものであります。

内容につきましては、女性をはじめとする多様な人材の町議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するにあたっての制約要因の解消に資するため、議会への欠席事由を明文化すると共に、出産について産前、産後期間にも配慮した規定の整備を図るものです。また、行政手続き等において、原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえると共に、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願書に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名、押印に改めるものです。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表を参照願います。

また、この規則は、公布の日から施行することとなります。

以上で、発議第1号の提案理由と内容説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

議会の会議規則変更の件なのですが、町において女性の出産育児に対応出来るように会議規則を変えるということなのですが、うちの町ではそういう対象の議員がおりません。ですからまだ時期が早いんじゃないかと私は思います。女性議員が仮にいたとしても、もう出産、子育て終わった議員が出てくるのが多いのですよ。多古町議会、今4人いますけども、ほとんどそういう状態じゃないかと思えます。ですから、これはまだ時期尚早で、それならもっと女性議員が活躍出来るような仕組みを考えた方がいいんじゃないですか。私はそう思います。

議長（宮澤 健君）

山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

提出者の中に入っていますけど、よろしいでしょうか。_____この規則というのは今あることに対して対処するんじゃなくて、これからそういう人が出てこられるように整備をしていくものであって、今現在の問題ではない。全ての役場の職員でもそうですよね。全てこれからどんな人でも出やすいように整備するための会議規則の改正ですから、これは日本全国で行ってあります。これをやらないとしたら、最低の町になってしまうと思います。ですので、賛成ですので、よろしくをお願いします。

議長（宮澤 健君）

ほかに討論はありますか。

高木議員、討論は一回ずつに行いますので、了承願いたいと思います。ほかに討論はありますか。

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

私は賛成でございます。女性の方も25歳以上になれば、町の議会に出れます。まだ25歳で子供が出来ないとか、出産していない方でも、やはり25歳になった

ら東庄町の議会に出られるということで、大きく条件を付けた方がいいのかなと。もちろん、育児や介護とか、それも分かりやすく記入した方がいいのかなと思いついて、あえて私は賛成です。

議長（宮澤 健君）

2番、柳堀忠君。

2番（柳堀忠君）

質問ということでもよろしいですか。

議長（宮澤 健君）

質問は区切っていますので、質問は出来ません。

2番（柳堀忠君）

この提出理由についての質問は出来ませんか。

議長（宮澤 健君）

質疑は終わっていますので、反対か賛成かの討論だけです。

2番（柳堀忠君）

分かりました。賛成として意見を述べさせていただきます。

こういう条例の改正は必要だと思います。_____

議長（宮澤 健君）

伺うのは出来ないのです。

ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ないようなので、これで討論を終わります。

これから、発議第1号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。従って、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7、同意第14号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

職員に議題の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意14号、教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

この度、向後元道教育委員が9月30日で任期満了となるため、後任に青野敬さんを任命いたしたく提案させていただいた次第でございます。

青野さんは小南にお住まいで、現在47歳です。地元の小南郵便局の局長として勤務されており、地域の見守り等にもご尽力をいただいております。また、中学校PTA副会長を経験され、現在は青少年相談員としても活躍されており、保護者の皆様から厚い信頼を得ておられる人格者であります。なお、この度の人選につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定による、保護者枠の選任となります。適任者と考えますので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりました。ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第14号については、正規の手続きを省略してただちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第14号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第14号は同意することに決定しました。

日程第8、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。令和4年度東庄町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第4号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件は、令和4年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分について承認を求めるもので、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、主に4回目のワクチン接種を実施するため、予算を編成したものであります。補正内容でございますけれども、既定の歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ3,901万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ59億7,849万4,000円としております。議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、8月19日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

承認第4号、専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。令和4年度東庄町一般会計補正予算（第3号）につきまして、8月19日に専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。先程町長の提案理由にもありましたとおり、新型コロナウイルスワクチンについて、主に4回目の接種を実施するための費用を計上したものといたします。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の9ページをお願いいたします。

4款・衛生費、1項2目・保健衛生費、予防費の1節・会計年度任用職員報酬7

4万円。ワクチン接種に係る会計年度任用職員に対する報酬となります。

同節、予防接種健康被害調査委員会委員報酬8万8,000円。ワクチン接種の際に健康被害があった場合に開かれる調査委員会の報酬で、4名分を見込んでおります。

3節・時間外勤務手当222万9,000円及び管理職特別勤務手当1万8,000円。ワクチン接種事業に従事する職員手当となります。

7節・新型コロナワクチン接種等謝金584万2,000円及び8節費用弁償22万9,000円。ワクチン接種をする医師、看護師などに対する謝金及び費用弁償です。

10節・需用費、合計94万8,000円。各種消耗品や通知等に係る印刷などの費用となります。

11節・役務費、合計125万4,000円。郵便料や電話料、国保連合会に支払う手数料となります。

12節・委託料、合計2,746万円。ワクチン接種などの委託料、会場運営委託料、コールセンターの委託料、システムの改修委託料、医療廃棄物の処理委託料です。

10ページに移りまして、13節・使用料及び賃借料20万5,000円は複写機の使用料です。

次に、歳入について申し上げます。議案書の8ページをお願いいたします。

15款・国庫支出金、2項3目2節・国庫補助金、衛生費国庫補助金、予防費補助金では、歳出額と同額の3,901万3,000円を計上しております。

以上で、専決処分による一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度東庄町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、承認第4号は承認することに決定しました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。明日の会議は定刻に参集願います。ご苦労さまでした。

(午後 4時16分 散会)